
横浜町なのはなプラン

(第4期横浜町地域福祉計画(案))

【パブリックコメント用】

令和5年1月

横浜町

本計画の愛称『なのはなプラン』の意味

『なのはな』の花言葉には、「快活な愛」「競争」「小さな幸せ」「快活」「活発」「元気いっぱい」「豊かさ、財産」の7つがあるそうです。

「小さな幸せ（普通の幸せを実感できるまち）」

「快活（一人ひとりがいきいき）」

「活発（地域活動を活発にする）」

「元気いっぱい（一人ひとりが元気・地域を元気にする）」

「豊かさ、財産（人材の豊かさが地域の財産となるまちづくり）」
などの思いから、本計画の愛称を『横浜町なのはなプラン』と称します。

目 次

第 1 章 計画策定に当たって	1
1 - 1 策定の背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 社会福祉法等の改正	2
1 - 2 地域福祉とは	6
(1) 「社会福祉」と「地域福祉」の違い	6
(2) 4つの「助（自助・互助・共助・公助）」	7
1 - 3 地域福祉は地域住民が主体となる計画	8
(1) 全ての地域住民が主体となり、地域が主体となる計画	8
(2) 地域福祉の担い手とは	8
1 - 4 計画の位置づけ	9
1 - 5 計画期間	10
1 - 6 計画の策定体制	11
(1) 町民アンケート調査	11
(2) 横浜町地域福祉計画策定委員会	11
第 2 章 横浜町の地域福祉をとりまく課題の整理	12
2 - 1 人口及び世帯等の状況	13
(1) 人口の状況	13
(2) 世帯の状況	15
2 - 2 数値でみる要支援者等の状況	16
(1) 学齢前児童数	16

(2) 障がいのある人（各種手帳所持者数）	16
(3) 介護保険要介護認定者数	17
(4) 生活保護世帯・人員	17
2-3 町民アンケート調査結果からみた課題	18
2-4 第3期計画の取組現状	19
(1) 取組状況の評価	19
第3章 地域福祉推進の基本的な考え方	20
3-1 将来像（基本理念）・基本目標	20
3-2 施策・事業の体系	23
第4章 地域福祉の推進策	24
基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり	24
(1) 福祉への関心を高める	24
(2) 誰もが参加できる居場所づくり	26
(3) 支え合い・見守り体制の充実	27
基本目標2 安心して暮らせるまちづくり	29
(1) 相談支援体制・情報提供の充実	29
(2) 地域生活を支えるサービスの充実	31
(3) 一人ひとりが尊重される地域づくり	34
(4) 自立に向けた支援体制の強化	37
(5) 安全で暮らしやすい生活環境の充実	39
基本目標3 いきいきと暮らせるまちづくり	42
(1) 健康づくり・介護予防活動の推進	42
(2) 高齢者・障がい者等の社会参加の支援	43

第5章 計画の進行管理	44
5-1 計画の推進体制	44
5-2 点検と評価	45
資料1 町民アンケート調査結果	46
(1) 調査の概要	46
(2) 調査結果の概要	47
資料2 横浜町地域福祉計画策定委員会	68
(1) 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱	68

第1章 計画策定に当たって

1-1 策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

近年、社会経済構造の変化や少子高齢化は、社会・経済・福祉だけでなく、まちづくり全般に影響しています。このような中、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、孤立死、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、ワーキングプアをはじめとした貧困問題など、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の公的なサービスだけでは対応することは困難となってきました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人とのつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画を実質的に高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に係る計画の上位に位置づけることで、あらゆる生活課題の解決において、地域の力を強化することの重要性を改めて示すこととなりました。

こうした地域をとりまく環境の変化に対応するため、本町では地域福祉を推進するための指針となる「第 3 期横浜町地域福祉計画（平成 30～令和 4 年度）」を策定し、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化していくとともに、住民参加による地域の福祉力を高めることで地域の課題解決に取り組んできました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により「新たな生活様式」を取り入れながら、各種施策・事業の推進や、地域交流を図ってきました。

これらを踏まえ、地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第 3 期計画を見直し、令和 5 年度を初年度とする「第 4 期横浜町地域福祉計画」を策定しました。

(2) 社会福祉法等の改正

社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）に伴い、地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられることとなりました。

また、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。

下記は、「共通して取り組むべき事項」として国から示された例です。

- 1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- 2) 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 3) 制度の狭間の問題への対応の在り方
- 4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- 5) 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- 6) 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- 7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 9) 市民後見人^{*}等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 10) 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 13) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- 14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 16) 役所・役場内の全庁的な体制整備

^{*}市民後見人：社会貢献の意欲と倫理観が高い市民で、成年後見制度に関する研修を修了し、一定の知識と対応技術を身に付けた人で家庭裁判所の選任を受けて成年後見人などの活動をする人。

【参考：改正社会福祉法より抜粋（平成 30 年 4 月 1 日施行）※下線部は追加内容

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 2 項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事項に関する事項

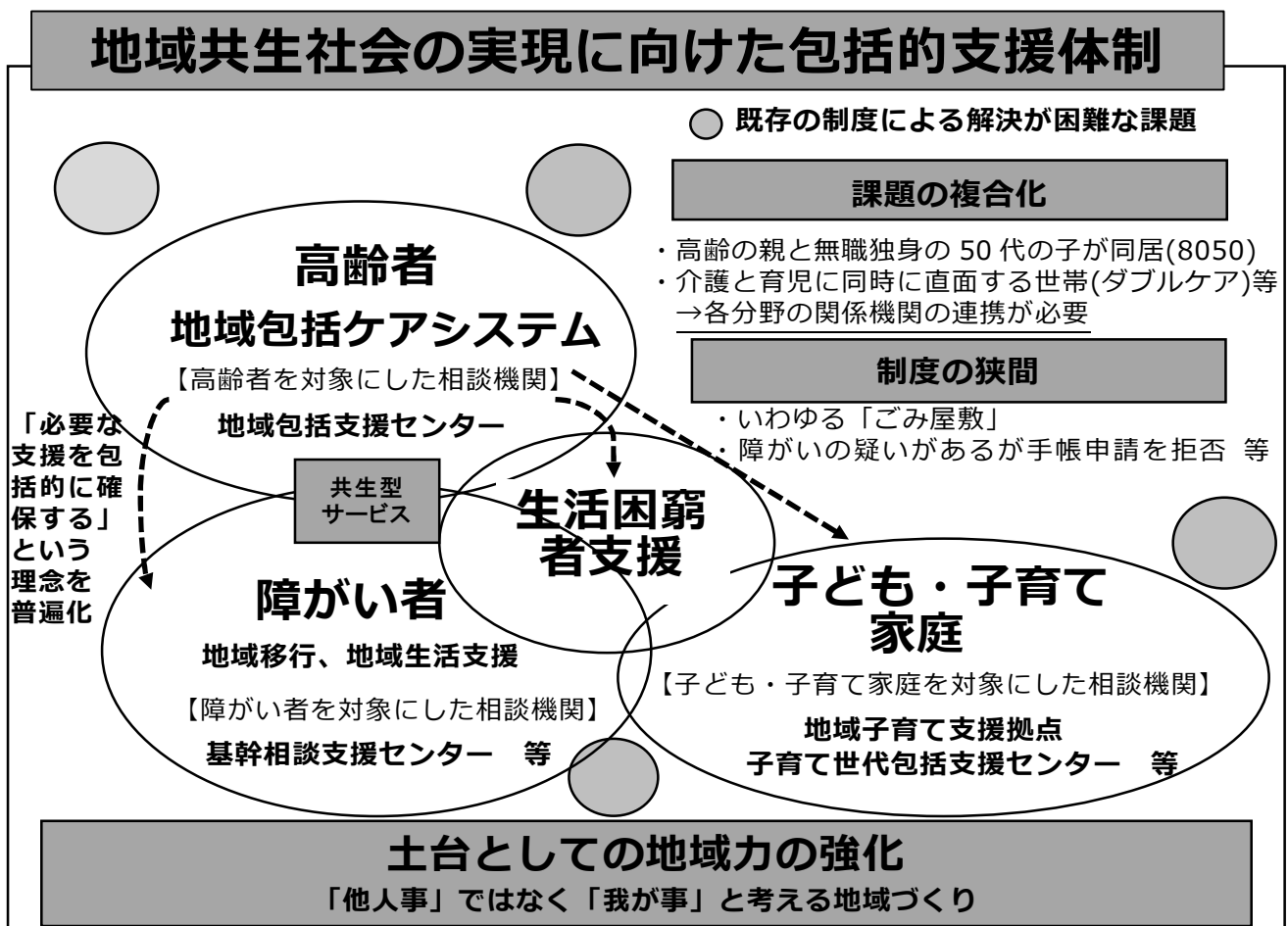
①地域共生社会の実現

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法において、住民一人ひとりがつながり、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現をめざし、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会をめざすものであり、住民一人ひとりの暮らしの豊かさを高めることができます。

地域共生社会を実現していくためには、住民や自治会・子ども会・老人クラブ・PTAなどの地域で活動する団体、民間事業者、社会福祉法人や NPO^{*}法人、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会などの様々な地域の構成員が、それぞれに活動するだけでなく、互いに連携し、取組を進めていく必要があります。

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



*NPO: Nonprofit Organization の略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人 (NPO 法人) と呼ばれる。

②成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律の成立

認知症や知的障がい・精神障がいなど判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が平成 12 年から始まっているものの、制度自体の理解や周知が広がっていないため十分に利用されていない状況があります。

このような状況を是正するため、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年 5 月に施行、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定（令和 4 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定）しました。この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定める努力義務が示されています。

③再犯の防止等の推進に関する法律の成立

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

^{*}成年後見制度：知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力の不十分な人が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度で、法定後見制度、任意後見制度、成年後見登記制度がある。

1-2 地域福祉とは

「福祉」という漢字は、「福」も「祉」も、どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味します。

次に「福祉」は英語にすると、「welfare(ウェルフェア)」という言葉になるそうです。この「welfare(ウェルフェア)」という言葉は造語であり、「well=よく」という言葉と、「fare=生きる」という言葉が合わさってできた言葉で、「よりよく生きる」という意味となるそうです。

人それぞれ「しあわせ」の価値観は違います。他の人の「しあわせ」を自分の価値観で決めるのではなく、相手の声に耳を傾け一緒に考えること・認めることが、相手に対する「ふくし=しあわせ」につながります。



(1) 「社会福祉」と「地域福祉」の違い

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取組だけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取組の総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

一方、「地域福祉」は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとすることです。

(2) 4つの「助（自助・互助・共助・公助）」

地域福祉を推進するためには、町民・福祉関係団体・町社会福祉協議会・町などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の項目を組み合わせた視点が重要となります。

◎自助（個人）

自分で自分を助けることです。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、自発的に自身の生活課題を解決する力。

◎互助（近隣）

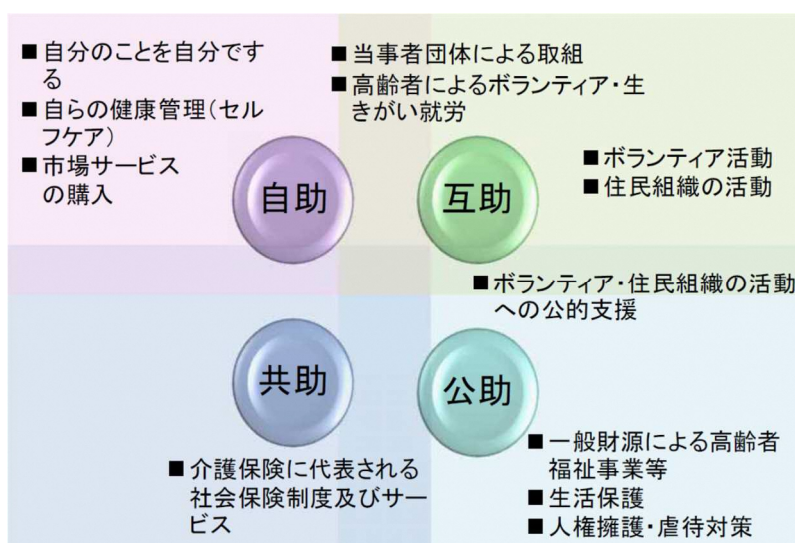
家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性をもつ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いに助け合ったりすることです。

◎共助（保険）

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

◎公助（行政）

自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して、必要な生活保障を行う社会福祉制度のことです。



資料：地域包括ケア研究会

1-3 地域福祉は地域住民が主体となる計画

(1) 全ての地域住民が主体となり、地域が主体となる計画

これまでの社会福祉は、ややもすると行政から町民への給付という形をとってきました。これからは、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる社会福祉でなければなりません。つまり、主体は利用者自身なのです。また、地域福祉は、現に福祉サービスを利用している人だけを対象としたものではなく、子育て世帯、高齢者、障がい者などに限らず、様々な生活の困りごとを抱えている人など、全ての町民が対象です。

また、横浜町には、約 4,300 人（令和 4 年 12 月現在）の人が生活していますが、いろいろな人がいて、いろいろな家族が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」「お互い様」という対等で相互の関係を築くことです。

一人ひとりが普通に幸せを感じ、また、横浜町を暮らしやすくするためには、全ての地域住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となることが必要なのです。

(2) 地域福祉の担い手とは

地域福祉は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手です。

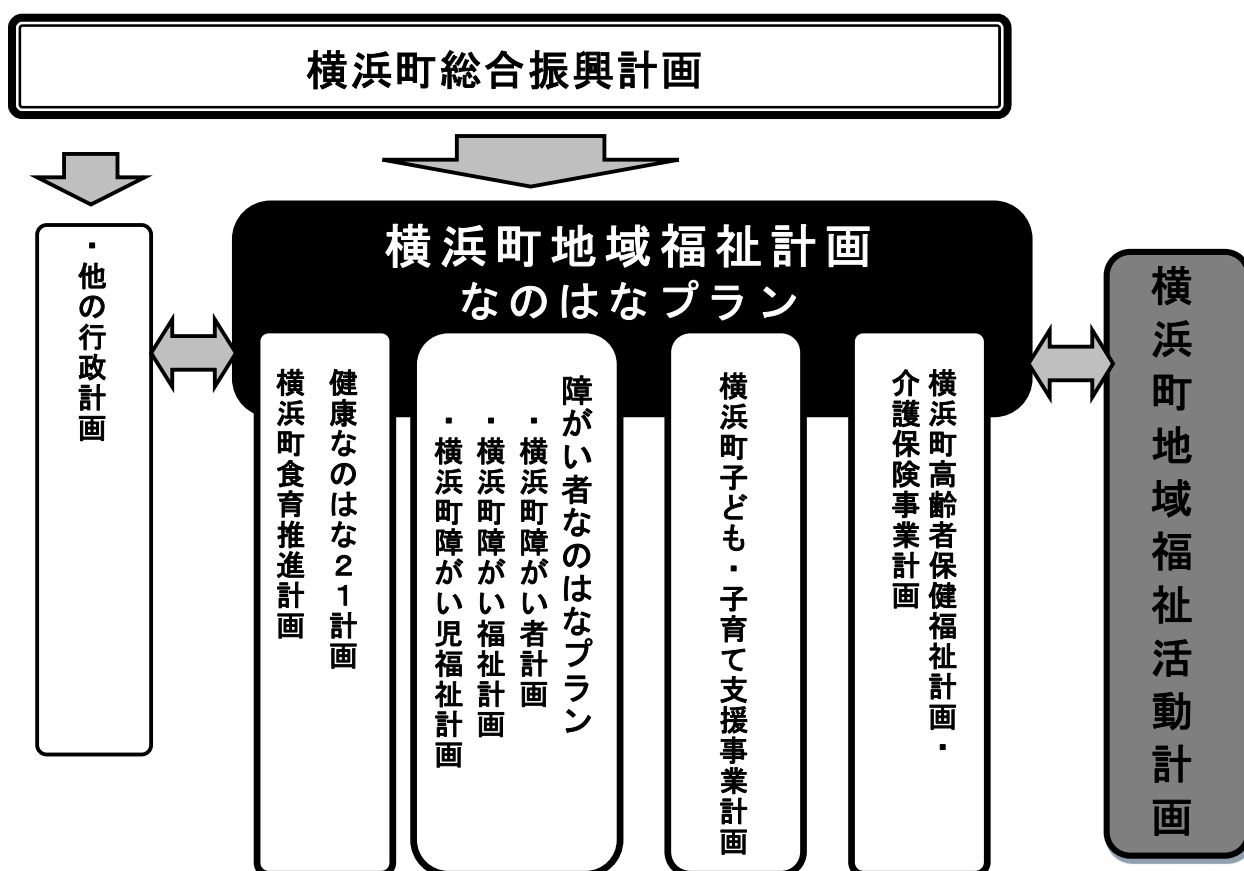
具体的には、地域住民、町内会、一般企業、商工会、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、ボランティア団体、学校、農協・漁協、社会福祉法人、民間事業者等、横浜町で生活する人、働く人など全ての人や団体です。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、横浜町総合振興計画を最上位計画とし、高齢者、障がい者、児童、健康づくり等に関する施策を横断的に展開し、これらの上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現をめざす計画です。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画（市町村計画）や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

■他計画との関係



◎地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

一般的には、町民、団体、事業者などが相互に協力して、町民の立場から地域福祉の推進を計画的、効果的に行うための具体的な行動と関係機関の役割分担などを定めた行動計画となります。

1-5 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

■計画の期間

計画名	年度								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
地域福祉計画	第3期計画		第4期計画					次期	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画		第9期計画			第10期計画			
障がい者計画	第2次計画		第3次計画						
障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画		第7期計画			第8期計画			
障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画		第3期計画			第4期計画			
子ども・子育て支援 事業計画	第2期計画				次期計画				
健康なのはな21計画	第2期計画		次期計画						
横浜町食育推進計画	第2次計画		次期計画						

1-6 計画の策定体制

(1) 町民アンケート調査

本計画の策定に当たり、町民アンケート調査、パブリックコメント¹手続等による町民の意見・要望を収集しました。

- 調査の対象：横浜町にお住まいの16歳～64歳 2,000人
- 調査方法：自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
- 調査時期：令和4年8月
- 回収票数（率）：456票（22.8%）

アンケート調査結果の概要は、資料編に掲載しています。

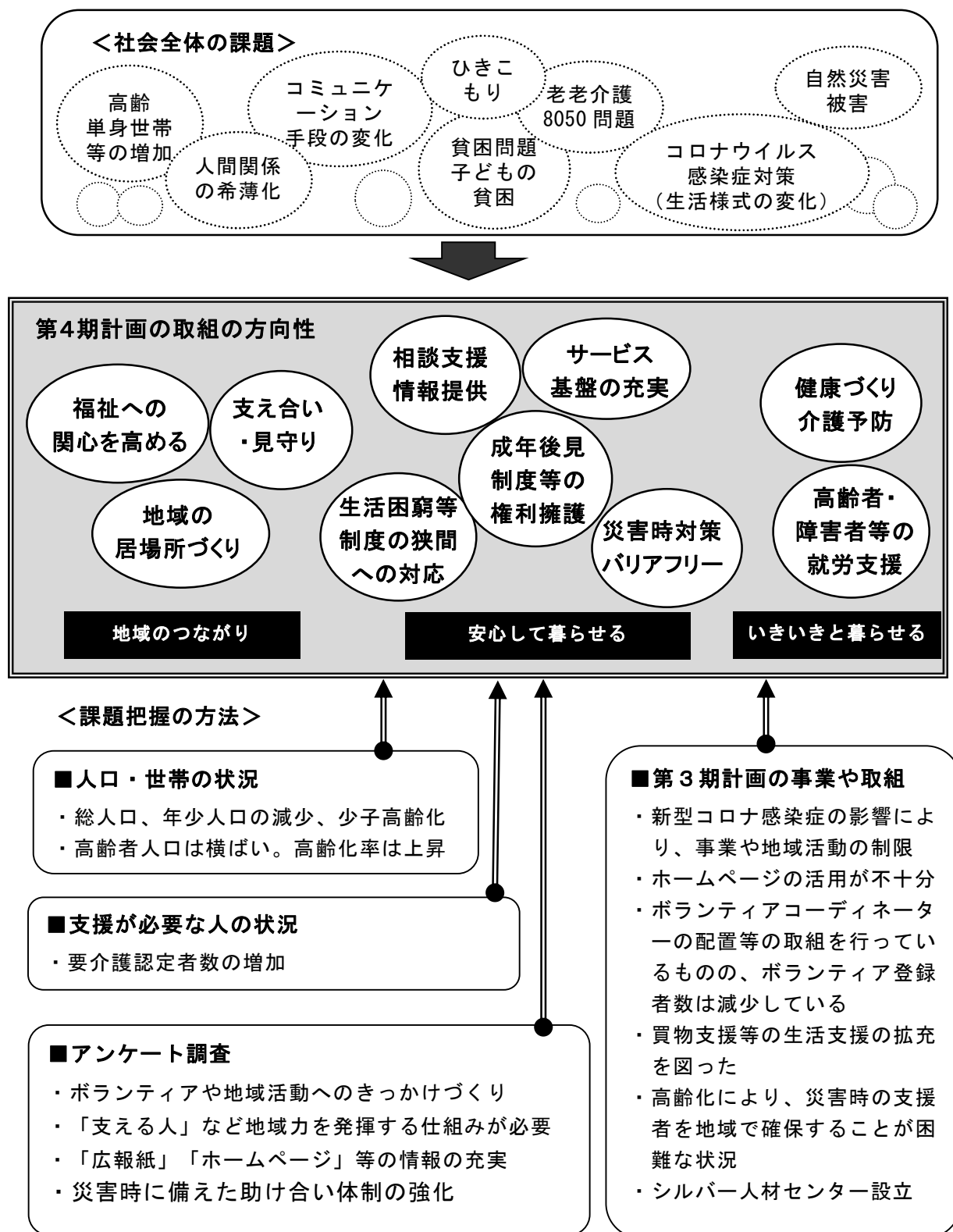
(2) 横浜町地域福祉計画策定委員会

各種団体などの代表者で組織される「横浜町地域福祉計画策定委員会」の意見を反映しながら策定しました。

¹ パブリックコメント：町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、その案の趣旨、内容等を公表して町民等から意見を募集し、これに考慮して意思決定を行う一連の手続きのことです。

第2章 横浜町の地域福祉をとりまく課題の整理

地域福祉をとりまく現状と課題について、人口や世帯の状況や分野別計画、町民アンケート調査等をもとに課題を整理しました。



2-1 人口及び世帯等の状況

(1) 人口の状況

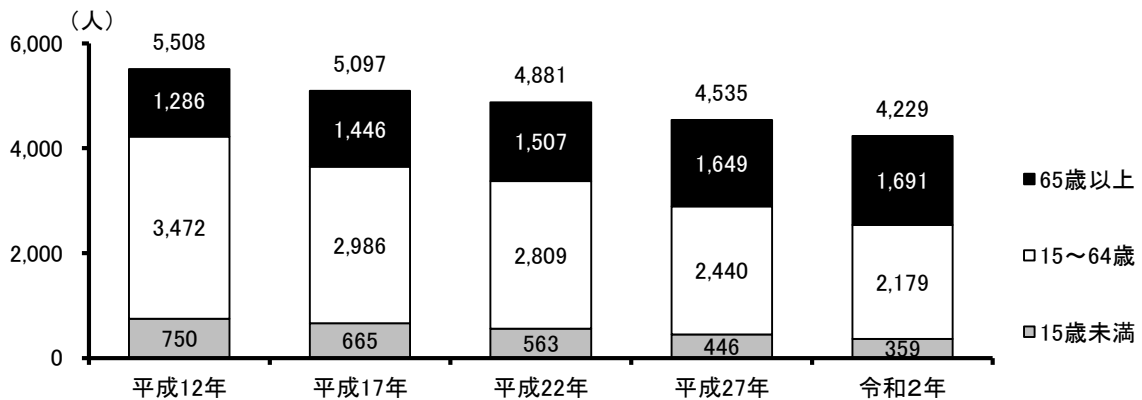
① 総人口の推移

総人口は減少の一途で、令和2年には4,229人と、平成12年の5,508人から20年間で1,279人、23.2%減少しています。

65歳以上の人口増加は緩やかになってはいますが、令和2年現在1,691人で、15年間で30.5%増加しています。

高齢化率（年齢不詳を除く総数に対する65歳以上の割合）は、平成12年には23.3%でしたが、平成22年には30%を超え、令和2年には40.0%となっています。一方、年少人口比率（0～14歳）は、令和2年現在、8.5%となっています。

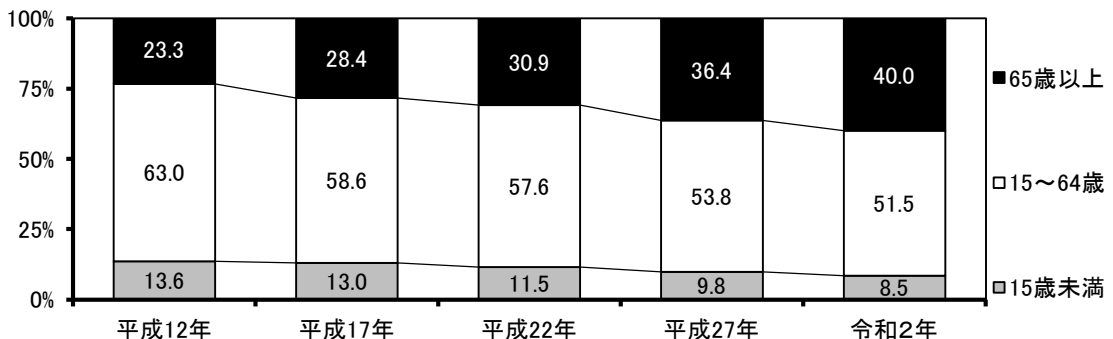
■ 総人口の推移



※総人口には年齢不詳を含むため、年齢区分別の人口の合計値と一致しない場合があります。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分別人口比率の推移



※比率は、年齢不詳を除く総数に対する割合。

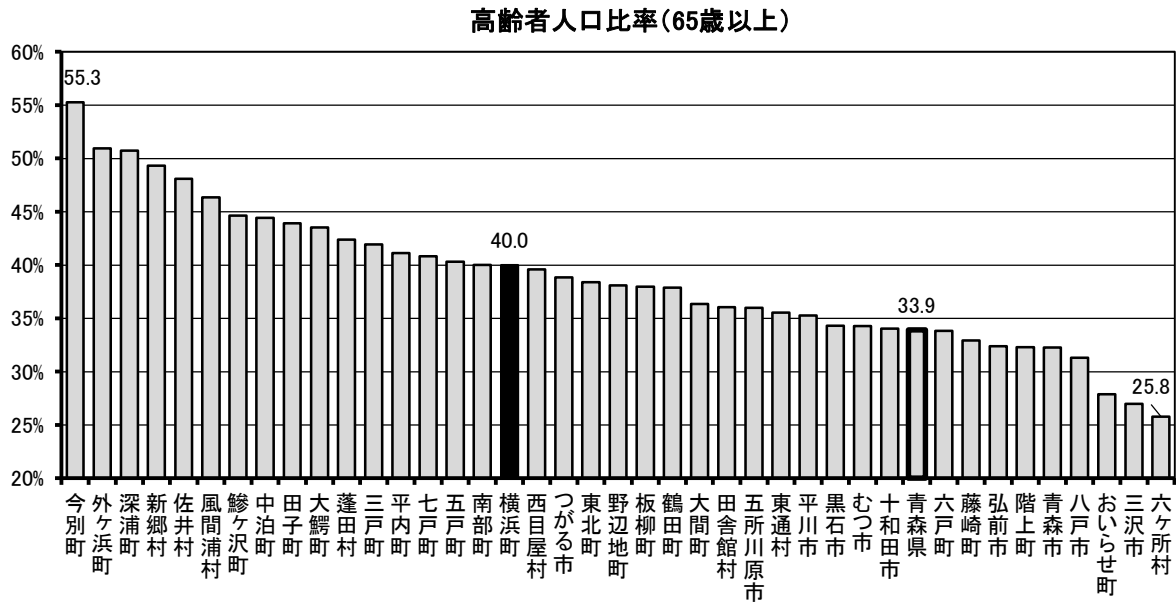
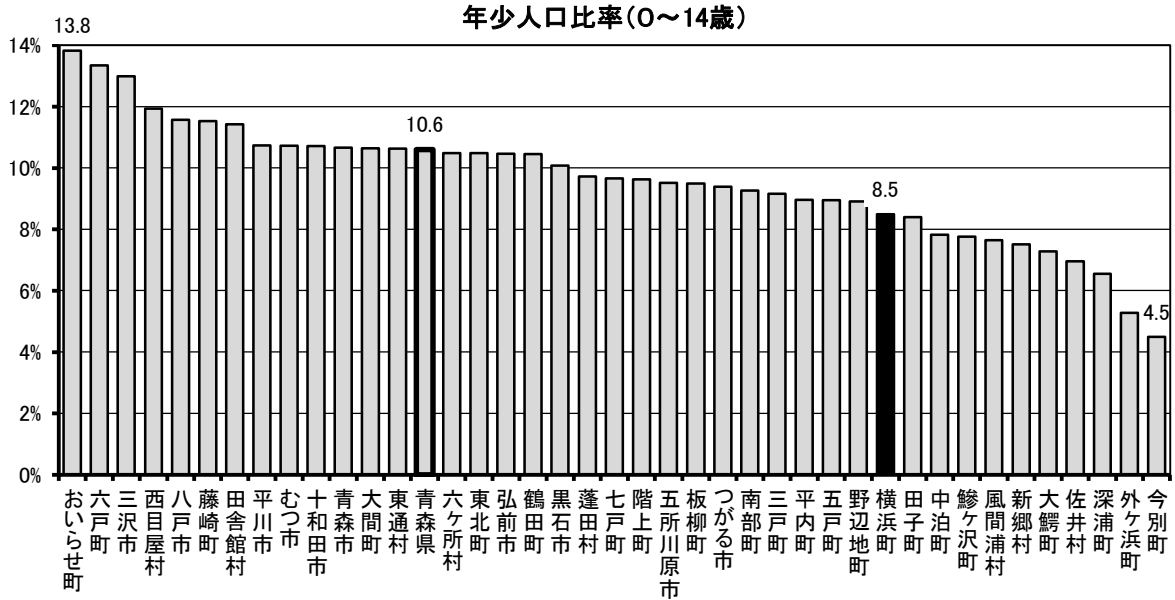
小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%とならない場合があります。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②県内市町村との人口構成比較

人口構成（年少人口比率・高齢化率）をみると、年少人口は 8.5%で、青森県（10.6%）よりも2ポイント低くなっています。一方、高齢化率は 40.0%で、青森県（33.9%）よりも6ポイント高くなっています。

■ 県内市町村の年少人口比率・高齢化率の比較



資料: 国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

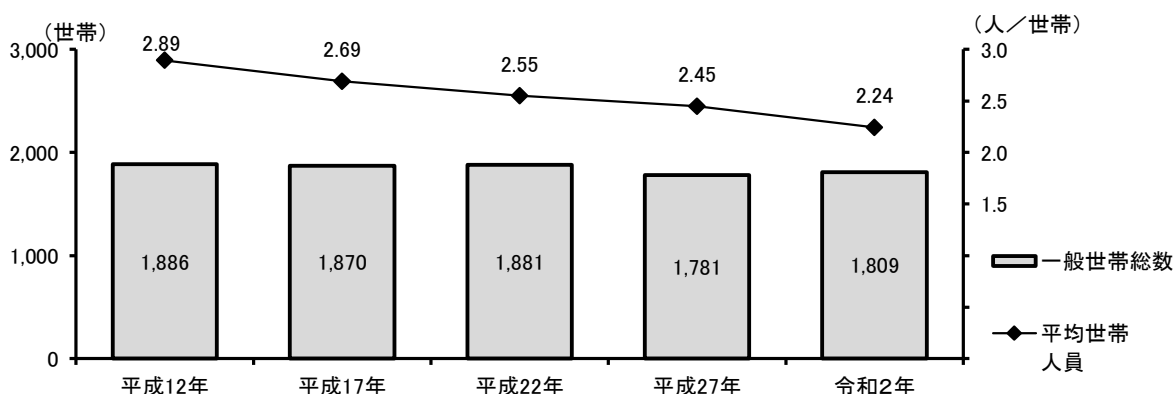
(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数は、平成22年までは横ばいで推移してきましたが、平成22年から27年に減少しましたが、平成27年から令和2年に増加に転じ、令和2年現在、1,809世帯となっています。

平均世帯人員は、人口減少が進んでいることから、平成12年の2.89人/世帯から令和2年には2.24人/世帯に減少しています。

■ 世帯数・平均世帯人員の推移



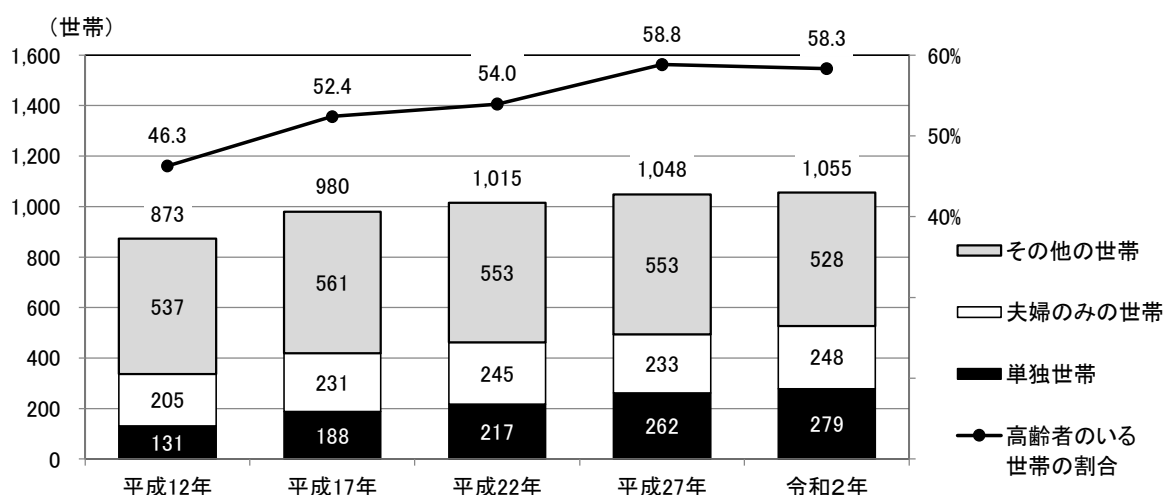
資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

② 高齢者世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる一般世帯総数は増加の一途でしたが、平成27年から令和2年にかけて横ばいで推移しており、一般世帯総数(1,809世帯)に対する比率は58.3%です。

世帯構成別にみると、単独世帯(一人暮らし)は増加の一途で、令和2年現在279世帯で、高齢者のいる世帯のうち26.4%となっています。

■ 65歳以上の高齢者のいる世帯比率の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

2-2 数値でみる要支援者等の状況

(1) 学齢前児童数

令和4年度の学齢前児童数は115人となっています。平成30年度と比較すると16人(9.9%)減少しています。

■学齢前児童数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学齢前児童数	131人	123人	121人	113人	115人

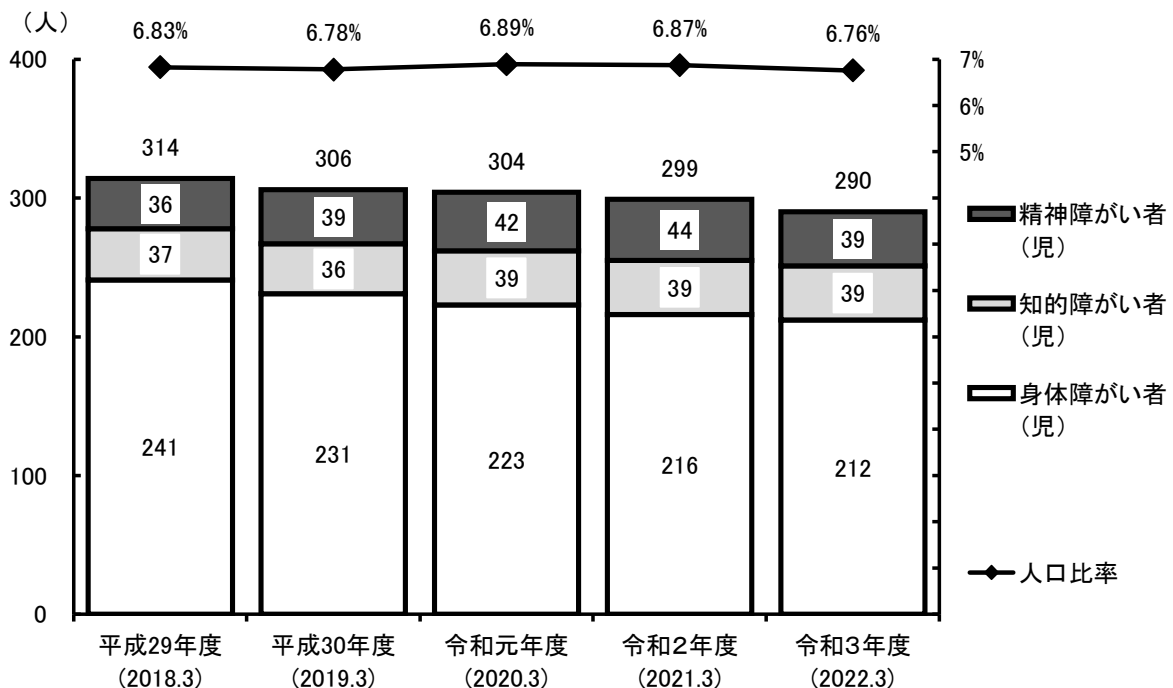
資料：横浜町町民課

(2) 障がいのある人（各種手帳所持者数）

各種手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和3年度末現在の児童を含めた手帳所持者数は290人で、身体障がい者(児)212人、知的障がい者(児)39人、精神障がい者(児)39人となっています。

重複障がいなど単純計算はできませんが、町民の7%弱が何らかの障がいを有すると想定できます。各種手帳所持者数は緩やかに減少しています。

■各種手帳所持者数等の推移

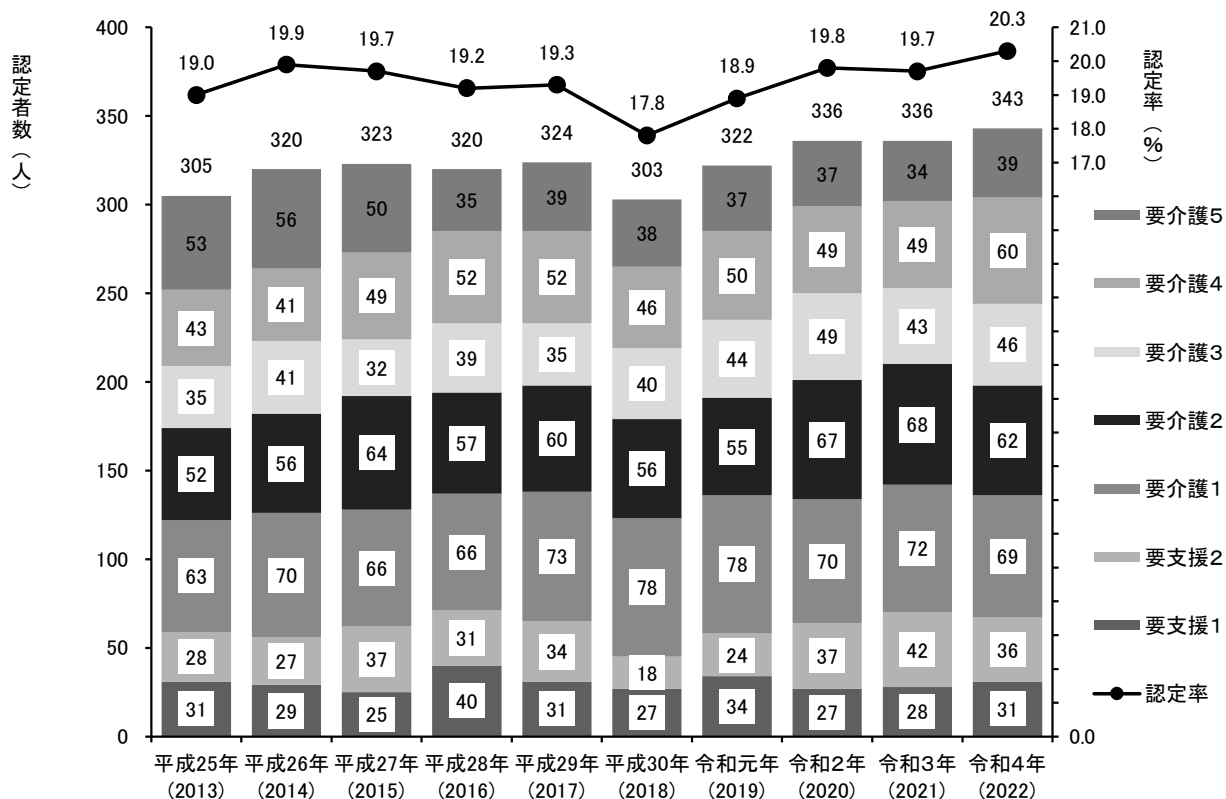


※重複障害があるため、実人数とは異なる。

(3) 介護保険要介護認定者数

要介護（支援）認定者数は、平成30年3月以降増加しており、令和4年3月末現在、343人、認定率は20.3%となっています。

■要介護（支援）認定者数と認定率の推移



※認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者（第2号被保険者を除く）の割合。

出典：地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

(4) 生活保護世帯・人員

保護世帯は100世帯弱、保護人員は130人前後で推移しており、保護率は青森県全体よりも高い値で推移しています。

■生活保護世帯数等の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護世帯		97世帯	95世帯	96世帯	99世帯	96世帯
保護人員		130人	134人	131人	133人	127人
保護率*	横浜町	29.03%	30.81%	30.74%	31.72%	30.30%
	青森県	23.20%	23.40%	23.45%	23.42%	23.15%

*：総人口に対する保護人員比率。%（パーミル）：1000分の1を1とする単位

資料：生活保護統計月報（各年3月末現在）

2-3 町民アンケート調査結果からみた課題

○ボランティアや地域活動へのきっかけづくり

- ・ボランティア活動や地域活動に参加をしたくないと思っている人は全体の4割強です。そのうち半数弱の人が「仕事や家事が忙しい」ことを理由にあげています。一方、4割強の人が「（今後ボランティアや地域活動に）是非参加したい」や「機会があれば参加したい」と回答しています。

⇒参加意向のある人たちに対して、「地域活動に関する情報」の工夫など、きっかけづくりが必要です。

○ご近所付き合いの促進

- ・「あいさつをする程度」や「まったく付き合いがない」の割合は6割強で、5年前と比べてご近所付き合いは薄れています。

⇒日常の支え合いはもとより、特に災害時においては、ふだんからの顔が見える関係づくりが不可欠です。

○地域力を発揮する仕組みづくり

- ・「災害時の手助け」「話し相手」は、「してほしいこと」よりも「できること」の割合が上回っています。

⇒これらの地域の力を生かすため、両者の橋渡しをする仕組みづくりの強化が必要です。

○「広報紙」「ホームページ」の充実

- ・町の保健福祉情報に関し希望する入手先として「町の広報紙」や「町のホームページ」の割合が高くなっています。「町のホームページ」は若年層ほど割合が高くなっています。

⇒若年層に対してはスマートフォン等を活用した情報提供、また、中高年齢層に対しては広報紙による情報提供など、ニーズに合わせた情報提供の工夫が必要です。

○災害時に備えた助け合い体制の強化

- ・地震や台風などの自然災害による人的被害が各地で報告されており、アンケート調査では、災害時に自力では避難できない人に対して「自発的に手助けする、手助けしてもらいたい」の割合が6割弱となっています。

⇒災害時の支援体制を強化するためには、地域のつながりの強化が重要です。

2-4 第3期計画の取組現状

(1) 取組状況の評価

第3期計画では、3つの基本目標、9つの施策、21の具体施策・事業に体系化し、73の具体的な事業等に取り組んできました。取組の達成状況は下表のとおりです。なお、1つの事業等について複数の課・グループで取り組んでいることはそれぞれが評価しています。

「かなりできた」又は「ある程度できた」ものが51件(69.9%)です。一方で、「まったくできていない」は1件、「ほとんど実施できていない」又は「少し実施できた」は21件(28.8%)でした。

		(取組件数)				
		1. かなり実施できた(8割以上)	2. ある程度できた(6~7割)	3. 少し実施できた(3~5割)	4. ほとんど実施できていない(1~2割)	5. まったく実施できていない(0割)
1	誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり	7	7	3	4	
	(1) 福祉への関心を高める		4	1		
	① 広報・啓発活動の充実		3	1		
	② 学校や地域における福祉教育の充実		1			
	(2) 誰もが参加できる居場所づくり	2	1		2	
	① 居場所づくり・サロン活動の推進	2	1		2	
	(3) 支え合い・見守り体制の充実	5	2	2	2	
	① 地域における見守り体制づくり	3		2	1	
	② ボランティア活動等の推進	2	2		1	
2	安心して暮らせるまちづくり	13	16	7	5	1
	(1) 相談窓口の充実	5	4	1		
	① 相談支援体制・情報提供の充実	3	4	1		
	② 生活困窮者の自立支援	2				
	(2) 地域生活を支えるサービスの充実	3	4	1		
	① サービス提供基盤の充実・質の向上		2		1	
	② 地域生活を支える各種福祉サービスの充実	3	1			
	③ 子ども、高齢者、障がい者が一緒に過ごせる共生型サービスの創設		1			
	④ 住民と連携による生活支援の充実 ～日常生活総合支援事業の推進～			1		
	(3) 一人ひとりが尊重される地域づくり	5	3	2		
	① 権利擁護の推進	1	2	2		
	② 虐待やDV防止の取組	4	1			
	(4) 安全で暮らしやすい生活環境の充実		5	2	4	1
	① バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進			1	2	1
	② 共生型の住まいの検討				1	
	③ 高齢者等の犯罪被害対策の充実		2	1	1	
	④ 災害発生時の支援		3			
3	いきいきと暮らせるまちづくり	5	3	2		
	(1) 健康づくり・介護予防の推進	2	2	2		
	① 心と体の健康づくりの推進	1	2	1		
	② 介護予防の推進	1		1		
	(2) 高齢者・障がい者等の就労支援	3	1			
	① シルバー人材センターを中心とした高齢者の就労支援	1	1			
	② 障がい者の就労支援	2				
		25	26	12	9	1

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

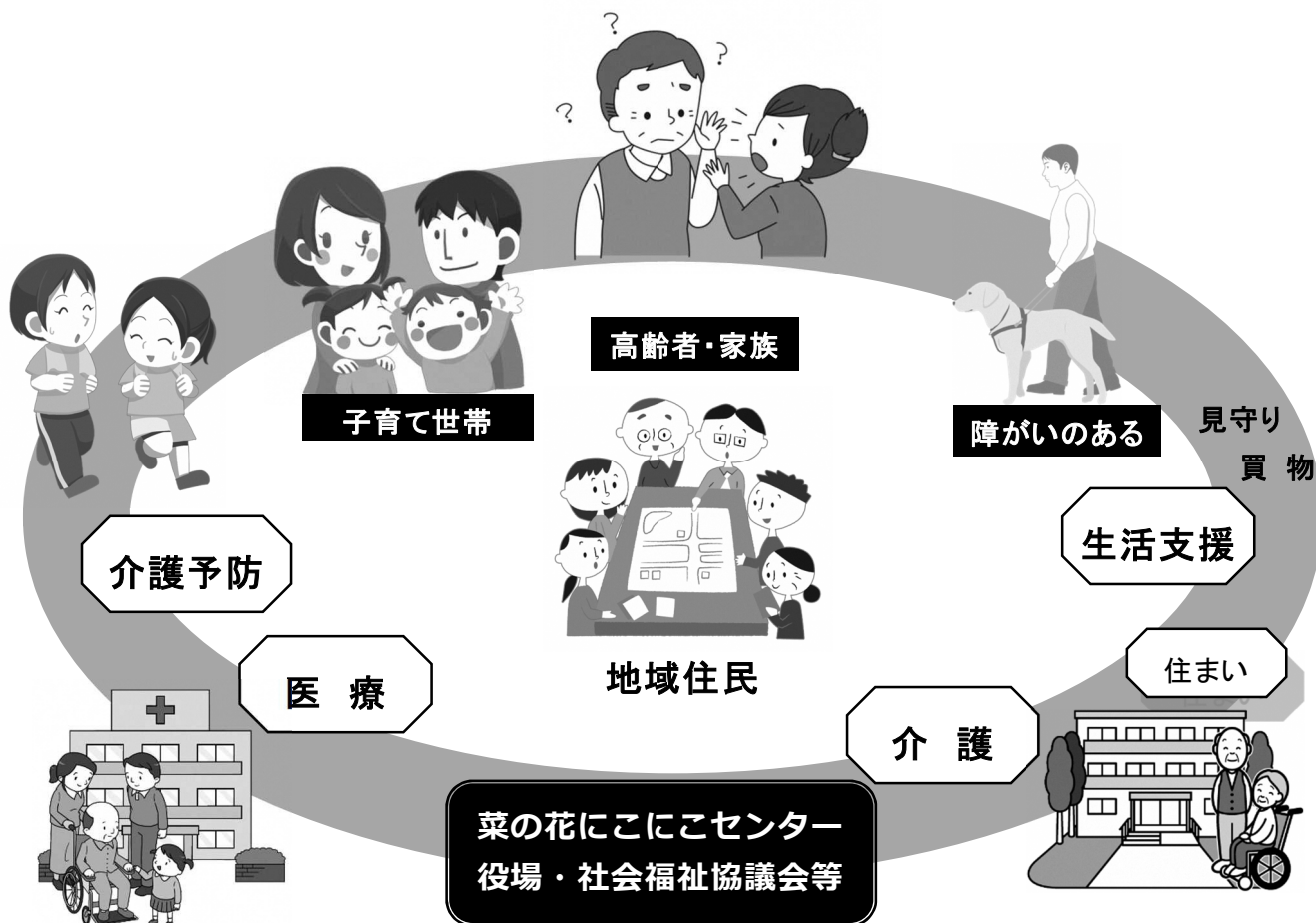
3-1 将来像(基本理念)・基本目標

地域福祉の将来像とその実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

めざす将来像(基本理念)

地域で、助け、支え合い、誰もが安心して
いきいきとして 住み続けられるまちづくり

加齢や認知症、障がい、子育て、生活困窮、その他の様々な事情から何らかの援助を必要とするようになって、介護保険サービスや障がい福祉サービス、医療など公的サービスの充実と合わせて、一人ひとりが誇りをもち、お互いに尊重し支え合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けられる共生型のまちづくりを進めます。

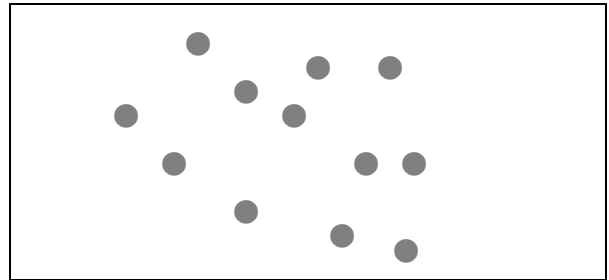


基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり ～点から面へ～

隣近所でのふだんのあいさつ、声かけや見守り、地域の交流の場や機会などを通じて「人と人」「人と地域資源」とをつなぎ、地域で支える仕組みをつくり、誰もが人や地域とのつながりを感じるまちづくりを進めます。

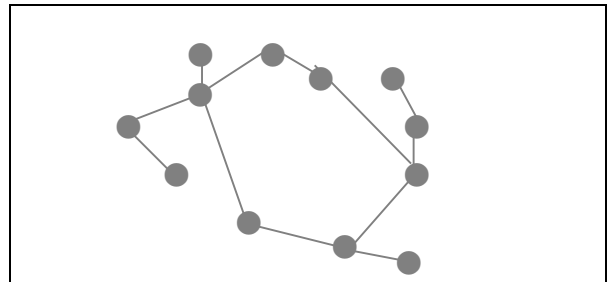
■点から面へ広げるまちづくりのイメージ

①地域の人や資源がバラバラな状態



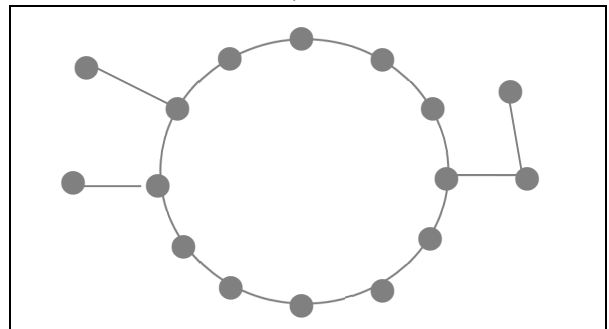
②「点」をつなぐ

地域で出会いの場をつくり、地域交流が生まれるしかけをつくりま
す。



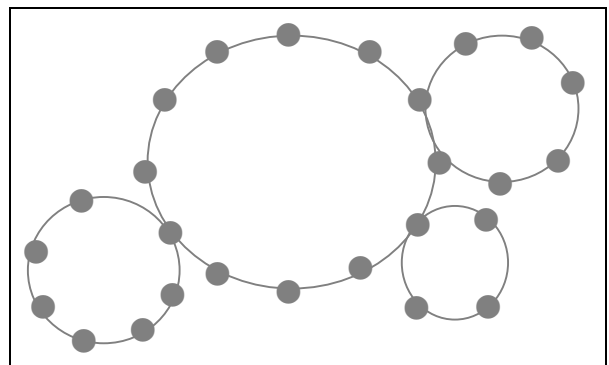
③「わ」にする

地域における助け合い・支え合い
などの仕組みをつくりま
す。



④「わ」を広げる

地域福祉活動を地域に定着させま
す。



基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」「生活に困窮した人も」住み慣れた地域で安心して、誰もが住み続けられるまちづくりを推進します。

基本目標3 いきいきと暮らせるまちづくり

地域ぐるみの健康づくりや、高齢者や障がい者の就労支援や働く場づくりを推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくります。

3-2 施策・事業の体系

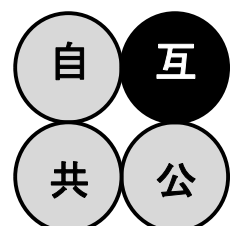
将来像の実現をめざす施策・事業の体系は、次のとおりとします。

将来像	基本目標	施策	具体施策・事業
地域で、助け、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり	① 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり	(1) 福祉への関心を高める	① 広報・啓発活動の充実 ② 学校や地域における福祉教育の充実 ③ 社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進
		(2) 誰もが参加できる居場所づくり	① 居場所づくり・サロン活動の推進
		(3) 支え合い・見守り体制の充実	① 地域における見守り体制づくり ② ボランティア活動等の推進
	② 安心して暮らせるまちづくり	(1) 相談支援体制・情報提供の充実	① 相談支援体制の充実 ② 情報提供の充実
		(2) 地域生活を支えるサービスの充実	① サービス提供基盤の充実・質の向上 ② 地域生活を支える各種福祉サービスの充実 ③ 子ども、高齢者、障がい者が一緒に過ごせる共生型のまちづくりの推進 ④ 住民と連携による生活支援の充実 ～日常生活総合支援事業の推進～
		(3) 一人ひとりが尊重される地域づくり	① 人権啓発・人権教育の推進 ② 成年後見制度等の利用促進【成年後見制度利用促進計画】 ③ 虐待やDV防止の取組
		(4) 自立に向けた支援体制の強化	① 生活困窮者の自立支援 ② 制度の狭間となる人への支援 ③ 再犯防止支援【再犯防止推進計画】
		(5) 安全で暮らしやすい生活環境の充実	① バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ② 高齢者等の犯罪被害対策の充実 ③ 災害発生時の支援 ④ 感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進
	③ いきいきと暮らせるまちづくり	(1) 健康づくり・介護予防活動の推進	① 健康づくり活動の推進 ② 介護予防活動の推進
		(2) 高齢者・障がい者等の社会参加の支援	① シルバー人材センターを中心とした高齢者の就労支援 ② 障がい者の就労支援

■施策の方向性と「4つの助」の関係について

本計画は、4つの「助」の組み合わせによる計画です（P7参照）。

次ページ以降の各施策の表題部分に、4つの「助」を図式化してあります。各施策について、最も大きな「助」を黒塗りで表示してあります。例えば、右の図は「互助」に対して最も大きな役割が求められ、「自助」「共助」「公助」で補完し合いながら進める施策を表しています。



第4章 地域福祉の推進策

基本目標1 誰もが地域とのつながりを感じるまちづくり

ふだんから隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要です。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ります。

(1) 福祉への関心を高める



地域福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、障がいの有無にかかわらず、また、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが担い手となるよう地域福祉の意識の啓発を行います。

① 広報・啓発活動の充実

地域福祉に関する情報提供や、催物・講座などを通じ、福祉への理解を広めます。また、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、支援の輪を広げ、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけます。

◆ 具体的な取組

- 各種媒体による広報・啓発
 - ・ 町の広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- 催物等を通じての啓発
 - ・ 健診、各種教室での催物や、老人クラブなどの機会を利用し、より効果的な広報・啓発の方法を探りながらPRの強化を図ります。
- 福祉サービス・制度の概要や手助けの方法を学ぶ講座等の開催
 - ・ 支援が必要な人の理解や手助けの方法を学ぶ「認知症サポーター養成講座」や「ボランティア養成講座」等を実施します。
 - ・ 「介護保険とお金」「介護予防」「認知症予防」「感染症・熱中症予防」等、ニーズに合わせてミニ講座の充実を図ります。

②学校や地域における福祉教育の充実

子どもを含む地域全体の福祉意識を高め、地域活動やボランティア活動への参加を促進していくために、総合的な福祉学習の推進に努めます。

◆具体的な取組

○体験等を通して福祉を学ぶ機会の充実

- ・小中学校において「認知症サポーター養成講座」「中学生除雪ボランティア」「小学生高齢者疑似体験」等を推進します。

③社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

平成 28 年に社会福祉法の一部改正が行われ、社会福祉法人の新たな義務として「地域における公益的活動」や「地域公益事業（地域貢献活動）」が位置づけられました。また、近年、民間企業においても、株式会社や NPO 法人など多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むほか、様々な形で社会貢献活動が行われています。

これらの社会貢献事業等との連携を強化し、多様化、複雑化・複合化する福祉ニーズの充足を図るとともに、多様な主体を巻き込んだ地域共生社会の実現をめざします。

◆具体的な取組

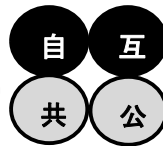
○社会福祉法人の地域公益事業の推進

- ・社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定を支援するとともに、地域公益事業の更なる推進を図ります。

○企業による地域貢献事業の促進

- ・民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、企業自らが行う地域コミュニティイベントや文化、教育活動を支援します。

(2) 誰もが参加できる居場所づくり



「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、地域で生活をしている様々な人が、心地よさを感じる居場所づくりを促進します。

①居場所づくり・サロン活動の推進

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、地域の誰もが参加できる憩いの場や集いの場など、新型コロナウイルス感染症等に配慮しながら、地域が主体となって行うサロン活動の後方支援を行います。

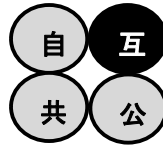
◆具体的な取組

○高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの居場所づくり

- ・ 町内の集会施設を利用し、地域住民協力のもと、お茶のみ処や、健康体操などを推進します。
- ・ 認知症学びの場など、本人やその家族同士の集いを行います。
- ・ 子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間づくりを行えるように「おひさまルーム」等で子育て家庭の親子の交流を推進します。
- ・ 放課後児童クラブやおひさまルームを活用するなど、共生型の居場所を検討します。
- ・ コロナ禍に対応した居場所の在り方についても検討していきます。

○関係者の連携強化によるサロン活動の推進

- ・ 町民と一緒に日頃からの支え合い・助け合いを地域で展開していくため、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町内会等との連携や、保健・医療・福祉関係者との連携体制の強化を図ります。



(3) 支え合い・見守り体制の充実

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、全ての町民が安心して暮らせるよう、日頃からの支え合い・助け合いを地域で展開していくため、「声かけ運動」を促進するとともに、地域と一緒に体制の充実を図ります。

① 地域における見守り体制づくり

◆ 具体的な取組

○ 見守りのための各種事業の推進

- ・一人暮らし高齢者等の安否確認として、「安心電話事業」「ほのぼの交流協力員による見守り」等を推進します。

○ 商店や事業者との連携による見守り体制の充実

- ・新聞配達員や郵便配達員など地域の商店や企業の協力を得ながら実施している「地域見守り支援事業」の充実を図ります。

○ 認知症高齢者等の見守り活動の推進

- ・認知症の人や家族をサポートするため、認知症サポーター養成講座の受講を促進し、地域見守り活動を希望する個人・企業・団体にステッカーを配布し、サポーターがいることの表示を促進するとともに、見守り体制の周知を図ります。

○ ご近所や町内会における取組の支援

- ・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、主体的に行われることのできる地域づくりを促進します。
- ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。
- ・町内会における防犯防災組織を中心とした要支援者の把握、避難訓練の実施など、支援が必要な人への声かけを進めます。

② ボランティア活動等の推進

横浜町では、幾つかのボランティア組織が活動をしています。介護保険等の公的サービスの充実と合わせてボランティアによる見守り活動や地域参加（活動）が不可欠であることから、ボランティア保険加入への補助など、一人ひとりのボランティアが安心して活動できるような体制整備に努めます。また、ボランティア活動の周知と理解を深めるための、学習会の開催、近隣市町村のボランティアとの情報交換等を支援します。

◆ 具体的な取組

○ ボランティア活動のきっかけづくり

- ・ 年々ボランティア登録者数が減少していることから、活動の必要性・有効性等の積極的な啓発に努めるとともに、PRの工夫を図ります。
- ・ 町民がボランティア活動に積極的に参加、また、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア養成講座等を開催します。

○ ボランティアの活動継続支援

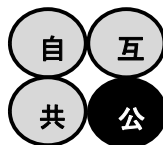
- ・ 町社会福祉協議会事業の担い手でもあるボランティア協会の後方支援・ボランティアの交流と研修を行い身近なボランティアを始めやすい環境を整えます。また、ボランティアコーディネーターを配置（町社会福祉協議会）し、ボランティアからの相談及び人材育成等の支援を行います。
- ・ 地域で活躍できるボランティアになるように、社協だよりや福祉バザーなどの機会を利用して活動をPRします。

○ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

- ・ 「団塊世代」など地域活動への意欲をもった人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を発掘・育成します。

基本目標 2 安心して暮らせるまちづくり

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」「生活に困窮した人も」住み慣れた地域で安心して、誰もが住み続けられるまちづくりを推進します。



(1) 相談支援体制・情報提供の充実

介護や障がい、病気など生活の困りごとは、生活困窮にも関連するなど、幾つかの生活課題が絡み合うことも少なくありません。多様な生活課題に対する相談に対応できるように、障がいや子育て、生活困窮等についての相談にも対応できる包括的な相談窓口としての充実を図ります。

① 相談支援体制の充実

町民が地域の身近なところで気軽に相談できるように、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知と機能の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員などと連携した相談体制の充実を図ります。

◆ 具体的な取組

○ 相談支援体制の充実

- ・ 町民の様々な生活課題に対して気軽に相談ができるように、相談窓口の充実を図ります。
- ・ 福祉専門職がそれぞれ相談援助技術を高めるなど、福祉専門職の充実に努めます。

○ 地域包括支援センターの充実

- ・ 地域包括支援センターは、いわば高齢者の総合相談所でもあり、高齢者自身だけでなく、家族等の相談にも対応しています。チラシ等を活用し「総合相談窓口」としてのPR、相談機能の強化を図るとともに、地域の関係機関・団体と連携を密にし、各種サービスや社会資源を有効に活用できるよう地域のネットワークの構築を図ります。

○ 民生委員・児童委員の活動支援

- ・ 地域福祉の担い手として、支援の必要な人を地域や関係機関との「橋渡し」の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員の定例会や研修会を開催するなど、活動を支援します。

○ ニーズの把握

- ・ 地域福祉活動によって把握された、町民の小さな課題を集約し、サービスや制度を検討します。

② 情報提供の充実

町の広報紙やホームページ等を通じて福祉サービスや支援が必要な高齢者や障がいのある人など、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員など地域で福祉活動を行う団体等と連携し、個人情報に配慮しながら、地域活動を通じた人から人へ伝える情報提供を推進します。

◆ 具体的な取組

○ わかりやすい情報提供

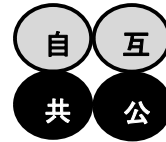
- ・町の広報紙やホームページ、町社会福祉協議会の社協だよりやホームページなど様々な媒体を活用し、複雑多様化する福祉サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

○ 町ホームページの充実

- ・若年層はインターネットによる情報入手をしている割合が高いことから、町ホームページの充実を図ります。

○ ニーズに合わせた情報提供・情報のバリアフリー化

- ・情報のバリアフリー化として、視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者など、受け手に合わせた情報提供手段を選び、必要な人に適切な情報提供に努めます。



(2) 地域生活を支えるサービスの充実

支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを選択できるように、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービス基盤の充実を図るとともに、質の向上に努めます。

また、介護保険制度等の公的サービスのみでは、地域で生活することが困難な一人暮らし高齢者や障がいのある人及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

① サービス提供基盤の充実・質の向上

介護保険サービスをはじめとして、民間事業者が多くの福祉サービスを担っていることから、民間事業者との連携を密にしながら、福祉・介護人材の確保やサービス基盤の充実、サービスの質の向上に努めます。

一方、本町においては、地理的状況や人口規模などから、介護保険制度の全てのサービスが利用できる状況ではありませんが、地域住民と連携を図りながら、地域での暮らしを支援します。

◆ 具体的な取組

○ 福祉・介護人材の確保・育成

- ・ 質の高いサービス提供や相談支援が行えるよう福祉・介護人材の育成を図るとともに、確保策を検討します。

○ サービスの質の向上

- ・ 自立支援を目的とした「地域ケア会議」や「医療介護連携」、認知症ケア等テーマに「多職種協働研修会」を開催し、介護サービスや障がい福祉サービス事業者等との連携強化とサービスの質の向上に努めます。

○ 介護や育児の休養などレスパイトケアの充実

- ・ 介護者や子育て中の親の休養（レスパイト）の概念を広げるための普及啓発を図るとともに、相談支援を通じて、短期入所等の利用につなげていきます。

②地域生活を支える各種福祉サービスの充実

介護保険等の法的サービスのみでは対応できない日常生活の支援のためサービスの充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人が通院や買い物等に外出できるよう、公共交通の利便性向上に向けた取組を進めます。また、移送ボランティアの確保を支援するなど、閉じこもりを予防し、生活しやすい町をめざします。

◆具体的な取組

○高齢者福祉事業等の充実

- ・「介護用品の支給（紙おむつ・紙パンツ等）」「日常生活用具給付」等の各種事業の周知を図ります。
- ・「家族介護者交流事業」等により、家族介護を行っている介護者への慰労支援を進めます。

○子育て世帯の育児負担の軽減

- ・放課後児童クラブやおひさまルームの事業等を活用し、育児負担の軽減に努めます。

○外出支援に関わる各種事業の充実

- ・外出困難な高齢者等に対して、通院のための「移送サービス」や買い物等のための外出支援を充実します。

③子ども、高齢者、障がい者が一緒に過ごせる共生型のまちづくりの推進

国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障がい福祉サービスを両方の制度に、共生型サービスが位置づけられています。

共生型のサービス提供体制づくりや多世代交流のまちづくりを推進します。

◆具体的な取組

○多世代交流の場所づくり

- ・菜の花にここセンターを活用し、多世代交流の場所づくりを推進します。

④住民と連携による生活支援の充実 ～日常生活総合支援事業の推進～

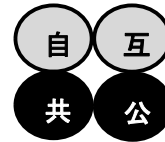
加齢により支援が必要ではあるが、比較的軽度な方は、地域住民の力を借りながら支援を行います。

◆具体的な取組

○介護予防・日常生活総合支援事業の基盤づくり

- ・サロン会場等が総合事業の受皿になれるように、地域資源の発掘や啓発活動を充実し、地域住民の関わりの強化を図ります。
- ・町温泉バスや移送サービスを活用した買い物支援の拡充を図ります。

(3) 一人ひとりが尊重される地域づくり



あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体で構築します。

①人権啓発・人権教育の推進

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず生きにくさを感じている方々が自らの権利を理解し、声をあげられるよう、権利意識の醸成に努めます。

◆具体的な取組

○人権啓発の推進

- ・認知症や虐待、DV¹などへの理解を進めるための啓発を行います。
- ・人権尊重の意識を高め地域社会から偏見や差別をなくすため、学校、地域などの場で福祉教育に取り組みます。

¹ Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

② 成年後見制度等の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

認知症、精神障がいや知的障がいなどで、サービスの利用や消費生活などの意思表示や判断をすることが十分ではない人たちへの支援を強化するため、成年後見制度の利用を促進します。

◆ 具体的な取組

○ 日常生活自立支援事業

- ・ 町社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業等、権利擁護の推進を図ります。

○ 成年後見制度の普及啓発

- ・ 町民の権利擁護意識を高め、また、成年後見人制度の理解促進を図るため、町の広報紙等により成年後見制度に関する普及啓発を行います。

○ ネットワークづくり

- ・ 広域連携による三沢・上北地域権利擁護支援センターを中核機関として、ネットワークづくりを進めます。

○ 成年後見制度に関する相談支援

- ・ 専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。

○ 成年後見制度利用支援

- ・ 身寄りのない高齢者や障がい者に係る町長申立てや低所得の高齢者や障がい者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。関係者向けに積極的に制度の周知を図り、利用を促進します。

○ 親族後見人等に対する支援

- ・ 市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。

○ 市民後見の育成

- ・ 成年後見制度において、後見人のなり手不足が懸念されていますが、それらの解消と、地域での生活を身近な町民が支える仕組みを構築のために、親族や専門職以外の同じ地域に住む住民が市民後見人として活動できるよう、広域連携による市民後見人育成研修会開催します。

○ 法人後見人の促進

- ・ 障がい者等支援の長期化が想定される場合、切れ目なく支援が提供できるよう、町社会福祉協議会による法人後見人を促進します。

③虐待やDV防止の取組

高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止法により、それぞれの支援会議等を開催して、虐待の予防についての普及啓発と虐待発生時の迅速な対応に努めます。

◆具体的な取組

○虐待の予防

- ・高齢者虐待の要因のひとつとして、認知症による行動障がいあげられるため、認知症の理解と相談支援を強化します。
- ・虐待の疑いのある場合は、虐待の防止のため早期の対応が必要になります。地域や専門家等の関係者が協働して支援を行うなどきめ細かな対応に努めます。
- ・高齢者虐待防止マニュアルを医療・介護施設、町社会福祉協議会、駐在署等に配布します。

○早期発見体制

- ・保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブに参加する児童の変化に注意を払い、異変に気づいた場合は早期に通報できるよう体制を整えます。

○虐待防止・早期対応のための支援体制の強化

- ・虐待の防止及び適切な対応を行うため、町及び地域包括支援センターでの支援、要保護児童対策地域協議会での支援の強化を図ります。
- ・虐待を受けている児童・高齢者・障がいのある人、DV被害を受けている人等の要保護者の早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、消防・警察等による要保護者対策のための連携を強化します。

(4) 自立に向けた支援体制の強化



①生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮にいたるリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護にいたる前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、生活困窮者の自立を支援します。

◆具体的な取組

○生活困窮者等の把握

- ・関係機関との連携を強化し、潜在的困窮者（既に困窮している人）や困窮リスクが高い人（これから困窮しそうな人）の把握に努めるとともに、自立を促進していくための支援を進めます。

○関係機関との連携による相談支援体制の充実

- ・生活困窮者、低所得者に対しては、適切な保護に努めるとともに、県、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して自立を促進していくための相談体制の充実に努めます。

○子どもの貧困対策

- ・保育料の無償化・給食費の無償化・子ども医療費の無償化など間接的な支援や、放課後児童クラブを開設し居場所づくりに取り組みます。

②制度の狭間となる人への支援

ひきこもり状態にある人や若年無業者[※]など、日常生活や社会参加、就労に向けて困難を有する人の中には、既存の制度に明確に位置づけられていないものの、何らかの支援を必要とする人がいます。

こうした制度の狭間にある人への対応について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができるよう、包括的な支援体制を構築します。

◆具体的な取組

○全世代対応型包括的な支援体制の構築

- ・子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など、支援が必要な人それぞれのライフステージに合わせて『縦割り』ではない、また、複合的な課題解決のため、包括的かつ継続的な支援を行えるよう全世代対応型の包括的な支援体制を構築します。

[※] 若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

③再犯防止支援【再犯防止推進計画】

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発は、保護司会と連携して取り組みます。

◆具体的な取組

○更生保護活動の支援

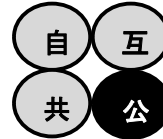
・保護司会の協力のもと、更生保護活動の普及・啓発を支援します。

○再犯防止に関する意識醸成・周知啓発

・犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域力を高めるため、社会を明るくする運動等を支援し、再犯防止に関する意識醸成や周知啓発を図ります。

○犯罪防止活動の推進

・罪を犯した人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」、学校との連携などの犯罪予防活動に取り組みます。



(5) 安全で暮らしやすい生活環境の充実

バリアフリー¹化の推進や外出支援の充実により、高齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが外出しやすい環境を整えるとともに、防犯対策など、安心していきいきと暮らすことのできる環境づくり、福祉の観点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

多くの人々が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、全ての町民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン²の考え方に立って整備を進めるとともに、外出支援の充実等により、町民が外出しやすい環境を整えます。

◆具体的な取組

○公共施設のバリアフリー化の推進

- ・町内の公共施設は、全ての町民にとって利用しやすい環境を整えるため、施設の改修等に合わせてバリアフリー化等の整備に努めます。

○バリアフリー等に関する普及・啓発

- ・身体障がい者補助犬の普及：公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

○情報のバリアフリー化の充実

- ・視覚・聴覚に障がいのある人、高齢者を含む全ての町民が、情報を入手し利用できるように努めます。
- ・青森県等の協力を得ながら、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図ります。

¹ バリアフリー：障がいのある人や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすことです。

² ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、男女の違い、障がいの有無などに関係なく、初めから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」などをつくるという考えです。

②高齢者等の犯罪被害対策の充実

町民の防犯意識を高め、地域の防犯協会や警察など関係機関との連携のもとに、犯罪を未然に防止するための啓発活動を行います。

◆具体的な取組

○地域との連携による子どもたち等の安全確保

- ・地域との協力により、防犯パトロール等の防犯活動の推進に努めます。特に、子どもの安全確保について、地域、学校、PTAなどの連携により取組を進めます。

○防犯・消費者被害等に関する意識啓発

- ・高齢者や障がいのある人等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育を推進します。

③災害発生時の支援

地震や豪雨など、各地で災害が多く発生しており、また、災害発生時に一人では避難できない人が増えていることから、防災への対応が急がれます。

「横浜町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員や町内会、ボランティア、福祉施設などと連携して、要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助け合い活動に取り組みます。

また、災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取組を進めます。

◆具体的な取組

○災害時要援護者台帳の整備

- ・高齢者のみの世帯や障がい者がいる世帯などを把握し、支援対策を構築します。
- ・要援護者の把握に当たっては、民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、身近な地域で支援者の確保に努めます。

○地域における日頃からの安否確認体制と訓練等の充実

- ・避難支援希望者に対する支援を円滑に行うため、日頃からの地域の声かけ運動や、災害を想定した訓練等を実施します。

④ 感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、休校や行動制限などによる子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しました。

感染予防を徹底すればするほど、「見守り・居場所づくり・つながりづくりが進まない…」といったジレンマを感じることも少なくありませんが、新しい生活様式や感染症対策に配慮しながら、地域福祉を推進します。

◆ 具体的な取組

○ 感染症に関する情報提供・生活支援

- ・ 高齢者や障がい者が不安を抱かないように、わかりやすく、適切な情報提供を行うとともに、必要な生活支援を行います。

○ 感染症対策に配慮したサービスの提供・地域福祉の推進

- ・ 必要なサービスや支援が休止されることがないように事業等との連携を図るとともに、新しい生活様式に合わせた地域福祉を推進します。

基本目標3 いきいきと暮らせるまちづくり

地域ぐるみの健康づくりや、高齢者や障がい者の就労支援や働く場づくりを推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくります。

(1) 健康づくり・介護予防活動の推進



①健康づくり活動の推進

「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、町民の健康意識の高揚と健康づくり活動を推進します。

②介護予防活動の推進

生涯を通じて元気に活動できるよう、町民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごすために、身近な地域で取り組む介護予防活動を推進します。

◆具体的な取組

○健康づくりの支援

- ・ 特定健診や各種がん検診の積極的な受診勧奨及び、精密検査の受診向上に努め、生活習慣病やがん等の疾病予防を推進します。
- ・ バランスのとれた食生活や、健康体操などの健康教室、健康相談を開催し、健康意識の向上を図ります。
- ・ 健診や町保健事業、個々の運動への取り組みに対し、ポイントを付与することで、住民の積極的な取り組みを支援している「横浜町健康アップポイント事業」を推進します。
- ・ 心の健康づくりの研修会やゲートキーパー¹養成講座、心の健康相談会の開催など、自殺予防対策を進めます。

○介護予防の推進

- ・ 介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や誰もが積極的に参加し地域での自主的な介護予防活動ができるように、貯筋教室（介護予防運動教室）、転倒予防教室等の充実を図ります。

¹ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。



(2) 高齢者・障がい者等の社会参加の支援

高齢者や長年家事に従事してきた女性の、就労や社会参加などの場を構築します。

① シルバー人材センター¹を中心とした高齢者の就労支援

高齢者の経験と技術を地域に役立てることと、就労を支援するため、「シルバー人材センター」の充実を図ります。

◆ 具体的な取組

○ 高齢者や長年家事に従事してきた女性の就労支援

- ・ シルバー人材センターが中心となって、高齢者の雇用促進を図ります。
- ・ 介護保険制度の「介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として、高齢者や長年家事に従事してきた女性の社会参加を支援します。

② 障がい者の就労支援

就労を希望する障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援します。

◆ 具体的な取組

○ 障がい者の就労支援

- ・ 就労支援センター、ハローワークなどとの連携により、障がいのある人の就労のための支援、環境づくりへの取組を促進します。
- ・ 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、町においても、障がいのある人の雇用促進をすすめるための情報提供に努めます。

¹ シルバー人材センター：高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。センターは、原則として市町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた公益法人で、それぞれが独立した運営をしています。

第5章 計画の進管理

5-1 計画の推進体制

①庁内体制の整備・強化

関係する部署の施策の見直しや改善・充実を図るために役場の中に横断的・機動的な推進体制を形成します。

②住民、関係機関、団体等との有機的連携

地域福祉に取り組む様々な機関との連携強化をこれまで以上に図り、着実に推進します。

住民、団体等からの「声」を受けとめるなど、双方向型の仕組みづくりに工夫をします。

③地域福祉推進の核となる横浜町社会福祉協議会との連携強化

社会福祉法において社会福祉協議会は地域福祉の推進役として位置づけられています。町社会福祉協議会では地域福祉活動の推進、福祉ボランティアの育成など様々な町民に近い立場での福祉サービスを提供しています。さらに、今後、高齢者の生きがいと健康づくり事業、居宅介護支援事業など継続・充実が望まれます。

これからも、地域福祉に関する町民サービスは、町と町社会福祉協議会との連携・協力をこれまで以上に進めていきます。

5-2 点検と評価

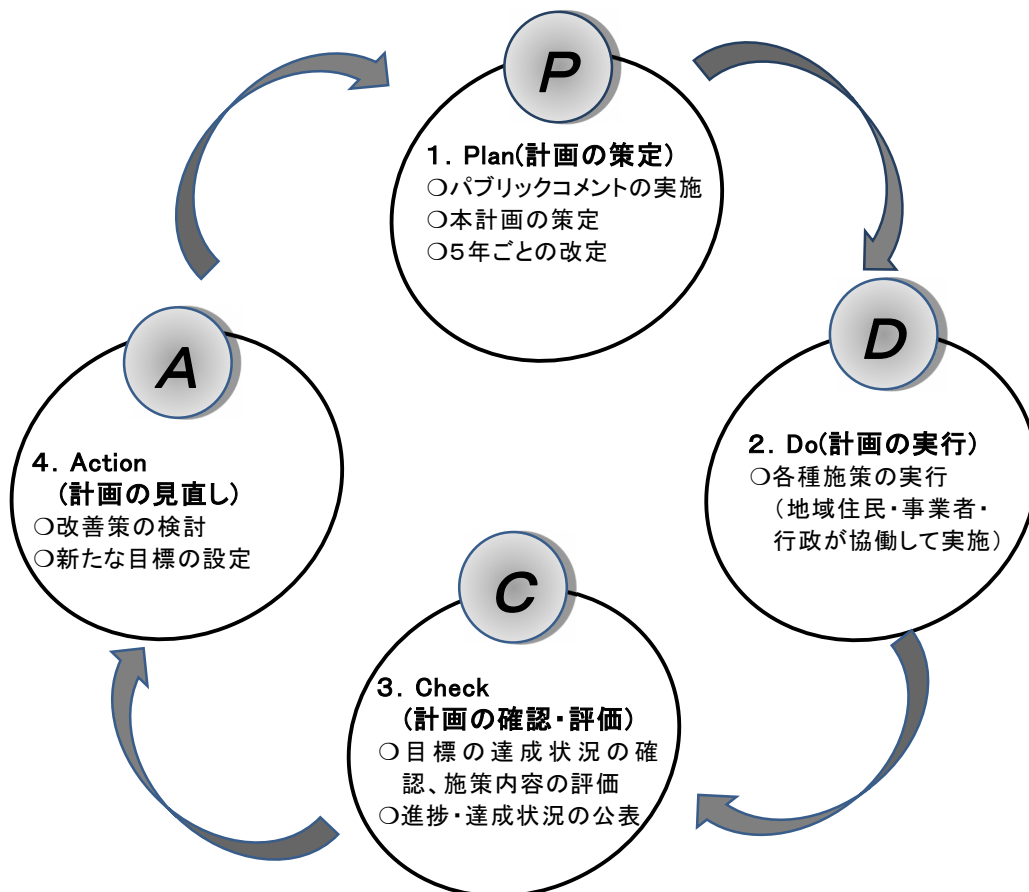
計画の進行管理は、他の福祉関連計画などとも連携を図りながら、点検・評価を行います。

計画の点検・評価は、PDCAサイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、更に計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

計画の確認・評価（Check）は、令和7年度に2年間の取組について中間評価を行い、令和9年度に計画の見直し（次期計画策定）にむけた評価を行います。

「横浜町地域福祉計画策定委員会」において、計画の進捗状況、成果についての評価・検証などを行います。また、地域福祉に関する情報は、町の広報紙やホームページなどを活用して、広く町民に周知します。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理



資料1 町民アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の概要

本調査は法に基づく横浜町地域福祉計画の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果等は次のとおりです。

○調査の対象：横浜町にお住まいの16歳～64歳 2,000人

○調査方法：自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収

○調査時期：令和4年8月

○回収票数（率）：456票（22.8%）

② 集計結果(グラフ・表)の表記方法

- 1 グラフ中のN（n）は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準で、N（大文字）は全体数、n（小文字）は限定設問やクロス集計等で、回答者一部を集計したことを示しています。
- 2 割合は、N（n）に対する各回答数の百分率（%）。小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位までを表記し、1人の回答者が1つの回答をする設問では100.0%とならない場合があります。
- 3 1人の回答者が2つ以上の回答をできる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超える場合があります。
- 4 クロス集計表の表側（分類層）は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。
- 5 グラフの「前回」は、前回調査（平成29年度実施）の結果を表示しています。
- 6 グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

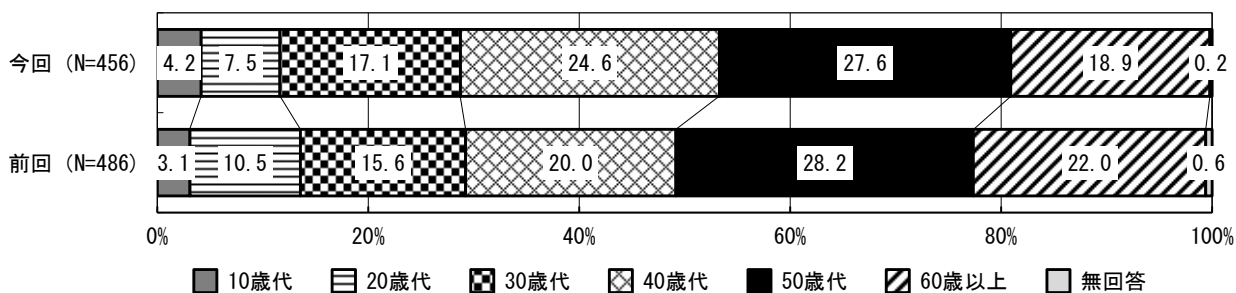
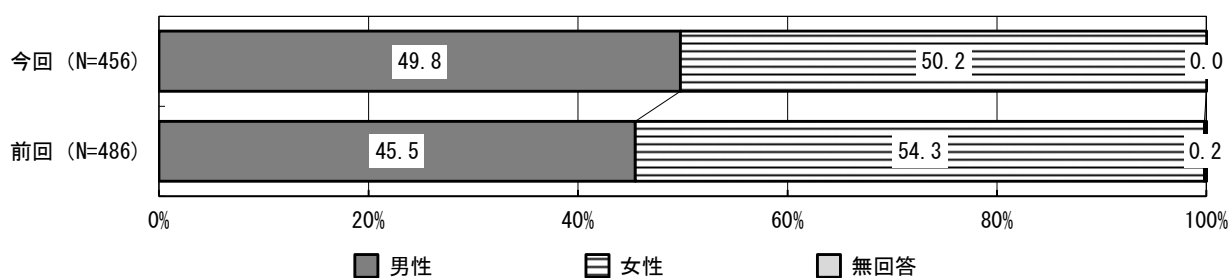
(2) 調査結果の概要

①回答者の属性

問1 あなたの性別は、どちらですか。(○は1つ)

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

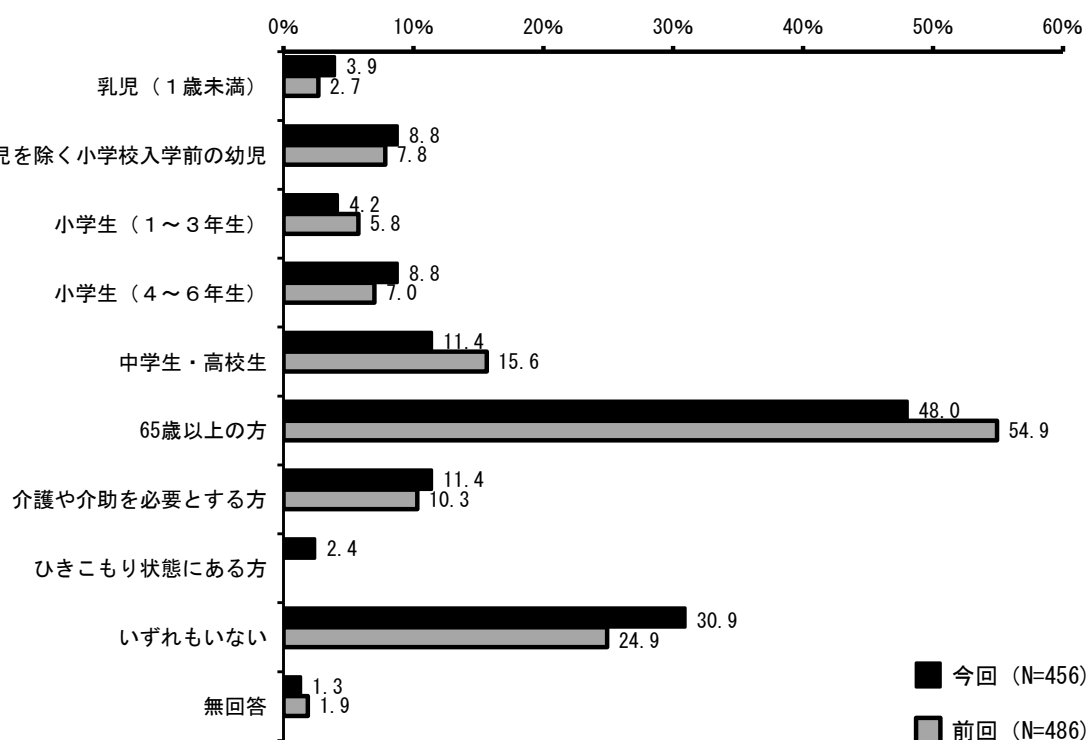
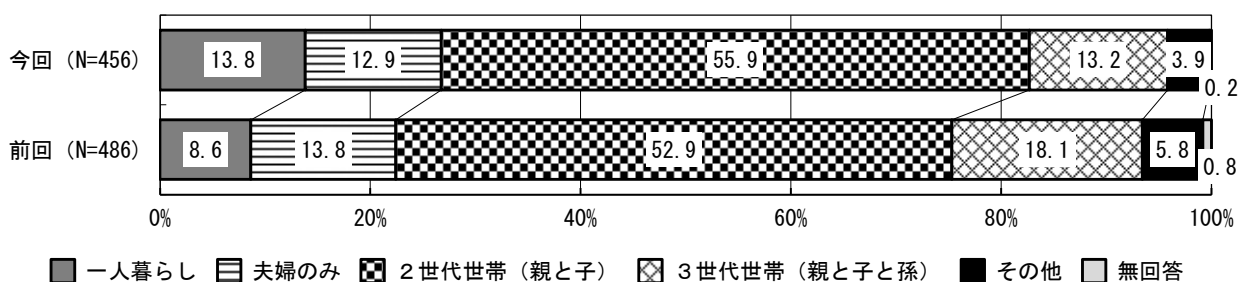
- ・「男性」が49.8%、「女性」が50.2%です。
- ・「50歳代」の割合が27.6%と最も高く、次いで「40歳代」が24.6%、「60歳以上」が18.9%、「30歳代」が17.1%、「20歳代」が7.5%の順です。
- ・前回調査結果と比較すると、「40歳代」の回答者の割合が5ポイント弱高くなっています。



問3 現在の家族構成についてお答えください。(○は1つ)

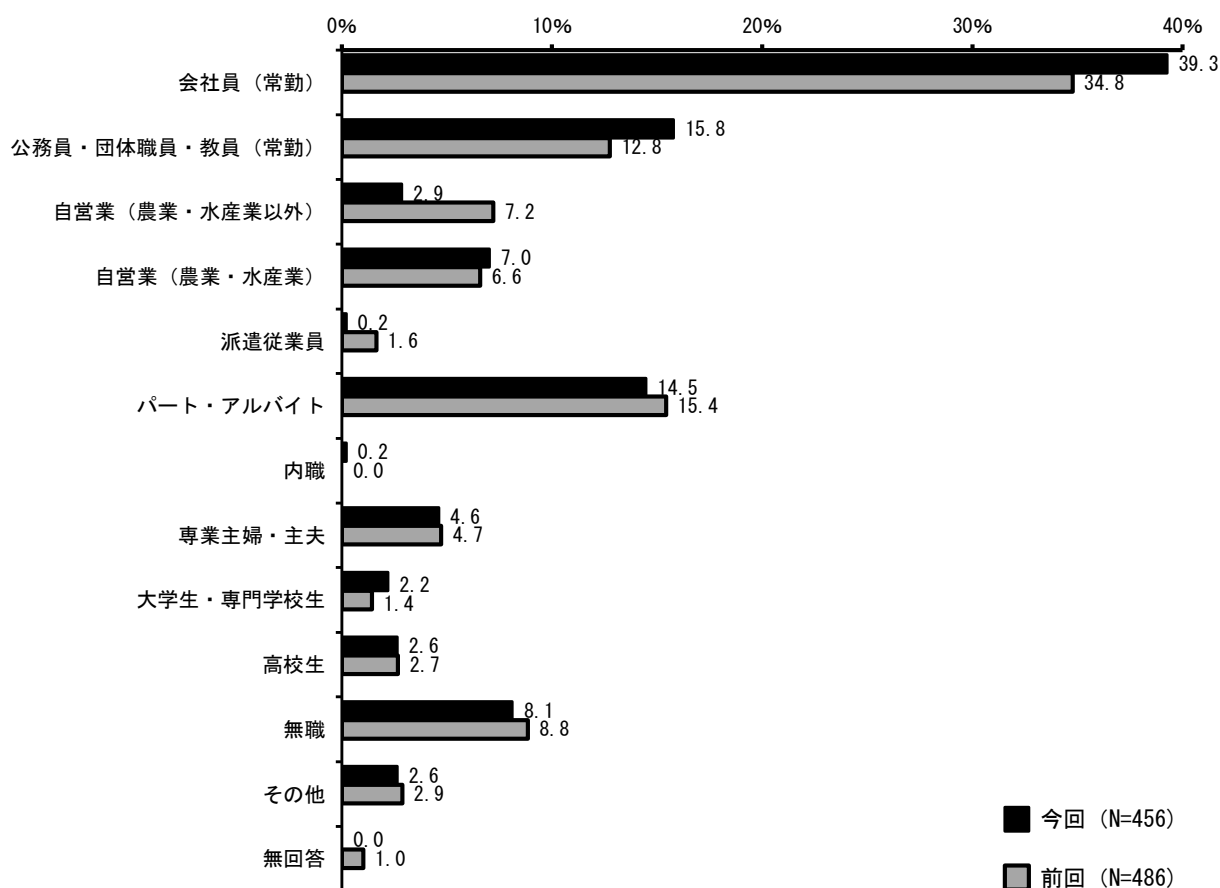
問4 現在、あなた自身、若しくはあなたが同居している家族の中に、次の方はいますか。(○はいくつでも)

- ・ 家族構成（世帯類型）をみると、「2世代世帯（親と子）」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「一人暮らし」が 13.8%、「3世代世帯（親と子と孫）」が 13.2%、「夫婦のみ」が 12.9%の順です。
- ・ 家族の構成員をみると、「65歳以上の方」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「中学生・高校生」と「介護や介助を必要とする方」がともに 11.4%、「乳児を除く小学校入学前の幼児」と「小学生（4～6年生）」がともに 8.8%の順です。一方、「いずれもいない」が 30.9%です。
- ・ 前回調査結果と比較すると、家族構成（以下「世帯類型」）では「一人暮らし」の割合が5ポイント高く、「3世代世帯」の割合が5ポイント弱低くなっています。また、同居している家族（以下「家族の構成員」）では「65歳以上」の割合が7ポイント弱低くなっています。



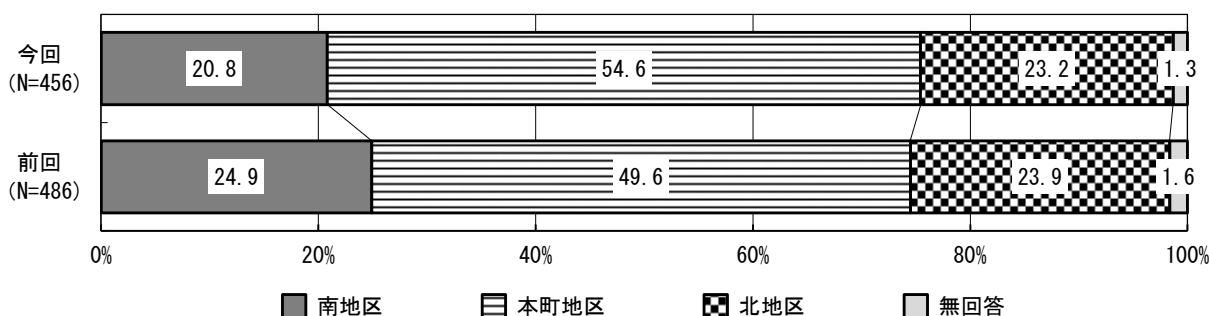
問5 あなたの職業は何ですか。兼業等の場合は主なもの1つをお答えください。(○は1つ)

- ・「会社員(常勤)」の割合が39.3%と最も高く、次いで「公務員・団体職員・教員(常勤)」が15.8%、「パート・アルバイト」が14.5%、「無職」が8.1%、「自営業(農業・水産業)」が7.0%の順です。
- ・結果と比較すると、「会社員(常勤)」の割合が5ポイント弱高くなっています。



問6 お住まいの地区はどちらですか。(○は1つ)

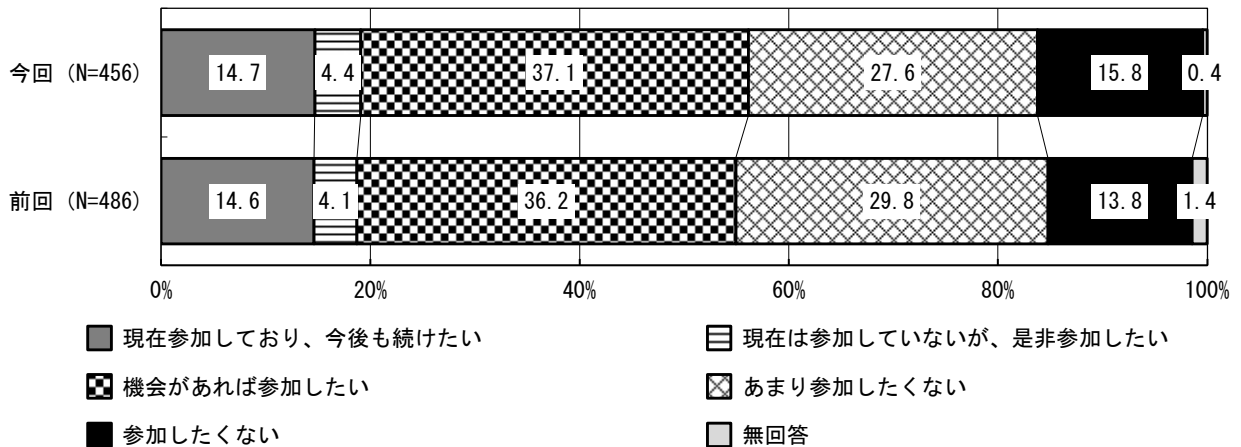
- ・「本町地区」の割合が54.6%と最も高く、次いで「北地区」が23.2%、「南地区」が20.8%です。



② ボランティアや地域活動について

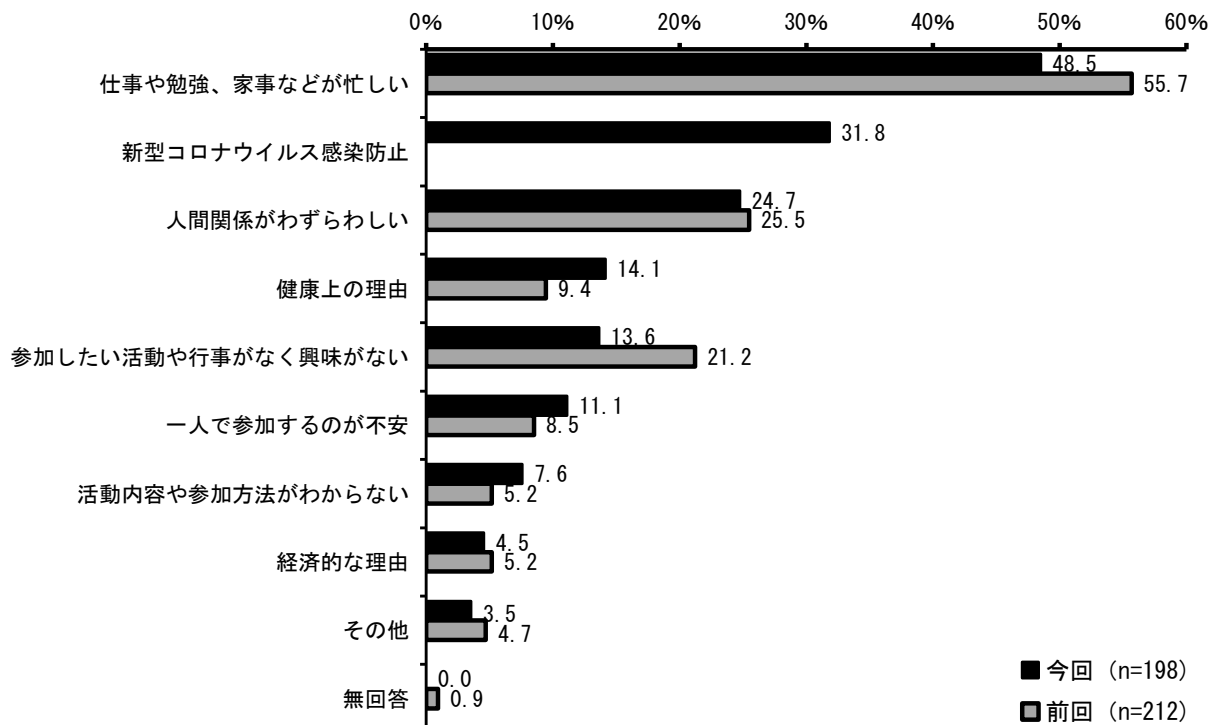
問7 あなたは、ボランティアや地域活動に参加していますか。また、したいと思いますか。(○は1つ)

- ・「機会があれば参加したい」の割合が 37.1%と最も高く、次いで「あまり参加したくない」が 27.6%、「参加したくない」が 15.8%、「現在参加しており、今後も続けたい」が 14.7%、「現在は参加していないが、是非参加したい」が 4.4%の順です。



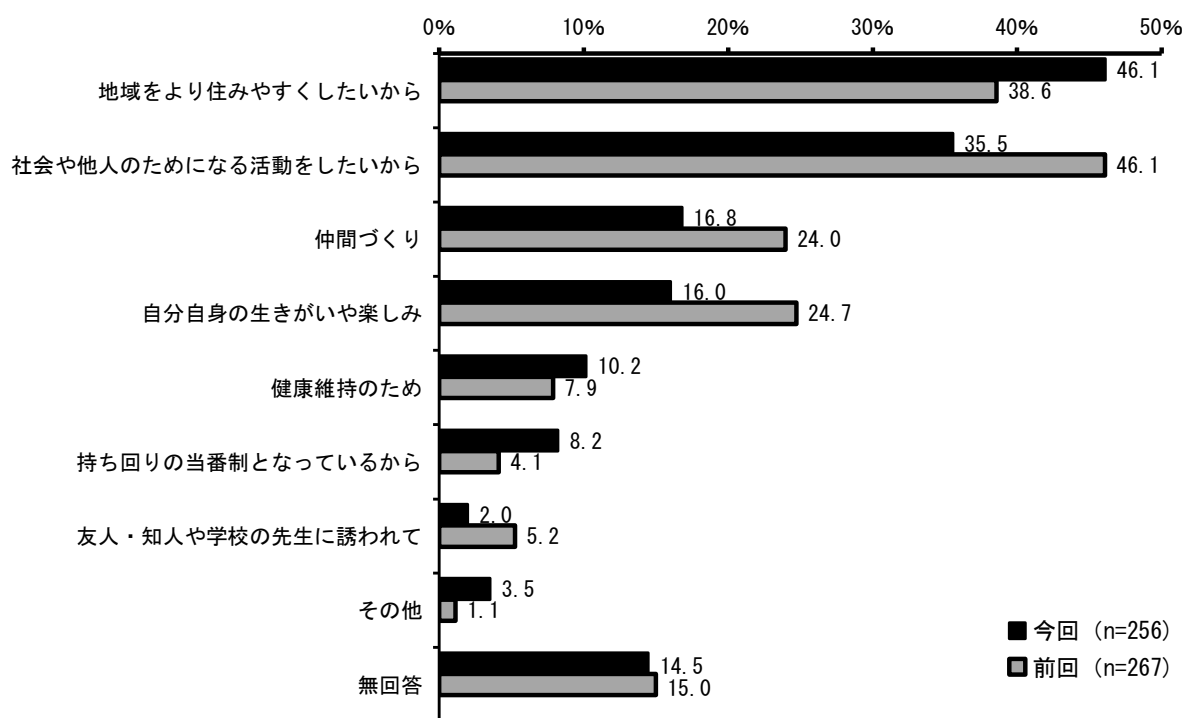
(1) 参加したくないのは、どのような理由からですか。(○はいくつでも)

- ・「仕事や勉強、家事などが忙しい」の割合が 48.5%と最も高く、次いで「新型コロナウイルス感染防止」が 31.8%、「人間関係がわずらわしい」が 24.7%、「健康上の理由」が 14.1%、「参加したい活動や行事がなく興味がない」が 13.6%の順です。



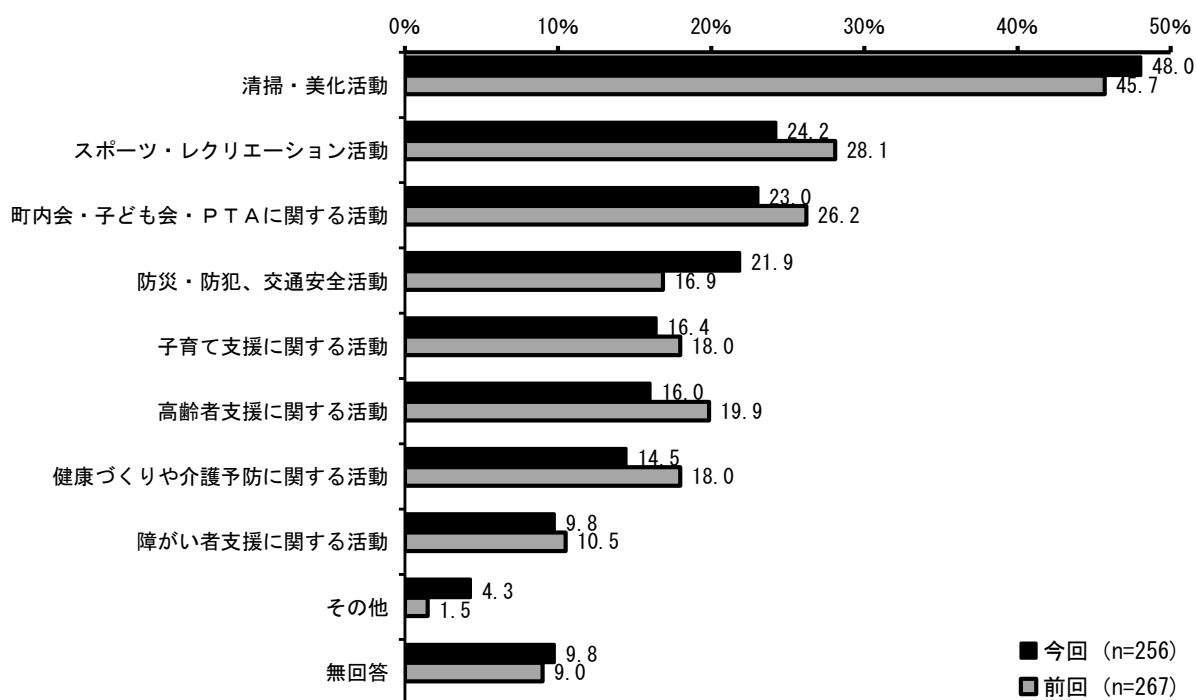
(2) 参加している又は参加したいと思う目的・理由は何ですか。(〇はいくつでも)

- ・「地域をより住みやすくしたいから」の割合が 46.1%と最も高く、次いで「社会や他人のためになる活動をしたいから」が 35.5%、「仲間づくり」が 16.8%、「自分自身の生きがいや楽しみ」が 16.0%、「健康維持のため」が 10.2%の順です。
- ・前回調査結果と比較すると、「地域をより住みやすくしたいから」の割合が8ポイント弱高くなっています。一方、「社会や他人のためになる活動をしたいから」「仲間づくり」「自分自身の生きがいや楽しみ」の割合が7～10ポイント低くなっています。



(3) 参加したい(続けたい) ボランティアや地域活動は次のどの分野ですか。(〇は
いくつでも)

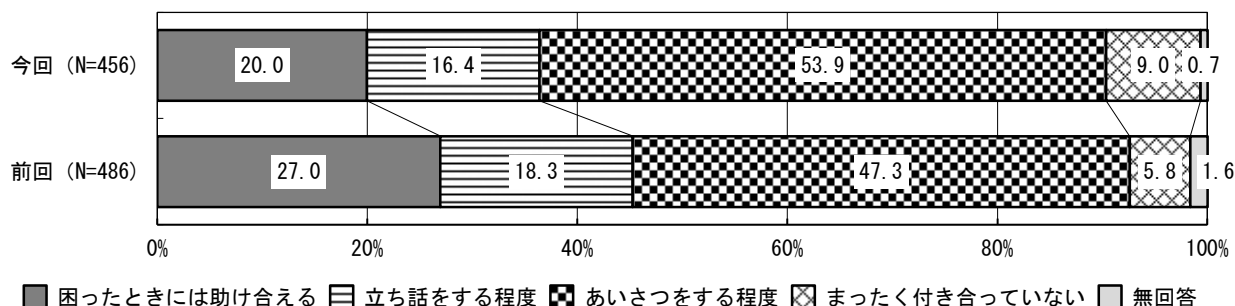
- ・「清掃・美化活動」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」が 24.2%、「町内会・子ども会・PTAに関する活動」が 23.0%、「防災・防犯、交通安全活動」が 21.9%の順です。



③ご近所や地域の付き合いやつながりについて

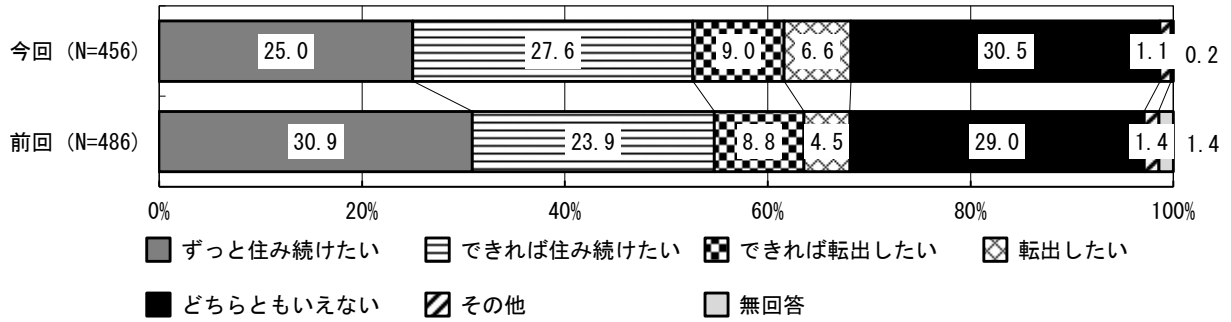
問 8 あなたは、ふだん近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(〇は1
つ)

- ・「あいさつをする程度」の割合が 53.9%と最も高く、次いで「困ったときには助け合える」が 20.0%、「立ち話をする程度」が 16.4%、「まったく付き合っていない」が 9.0%の順です。
- ・「困ったときには助け合える」の割合は、前回調査結果(27.0%)よりも7ポイント低くなっています。



問 9 あなたは、今住んでいる地域に、今後も住み続けたいですか。（○は1つ）

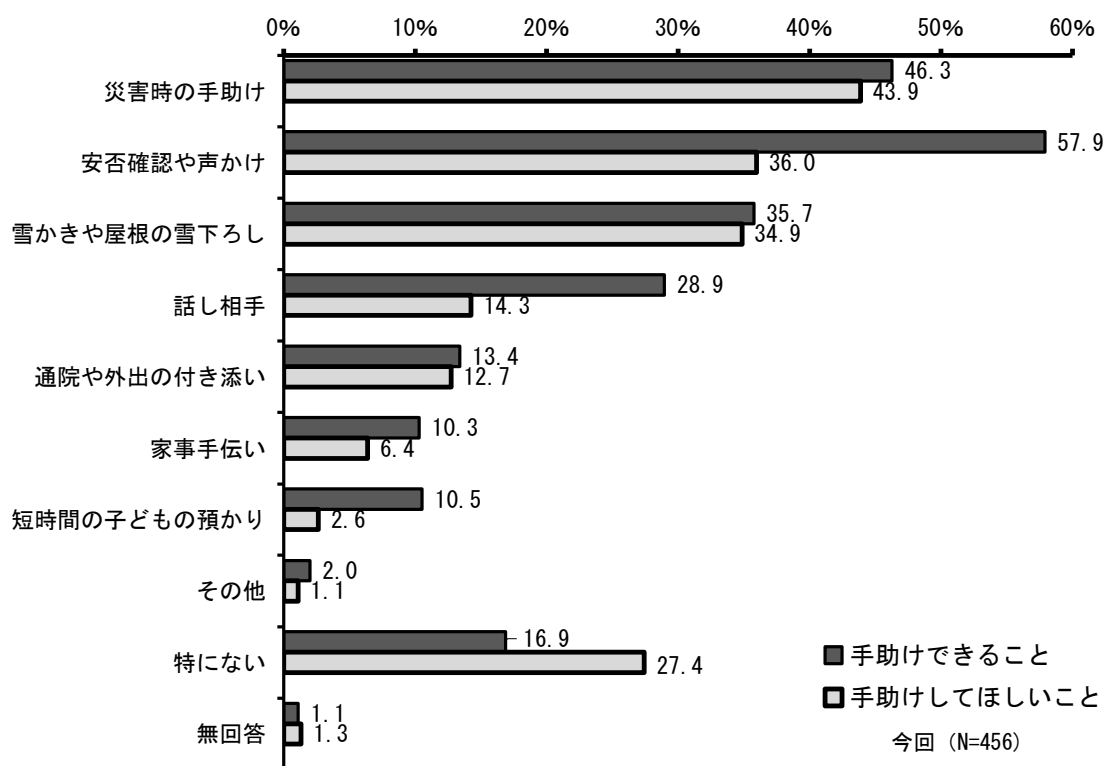
- ・「ずっと住み続けたい」が 25.0%、「できれば住み続けたい」が 27.6%、合わせた割合は 52.6%です。一方、「できれば転出したい」が 9.0%、「転出したい」が 6.6%、合わせた割合は 15.6%です。
- ・「ずっと住み続けたい」の割合は、前回調査結果（30.9%）よりも6ポイント弱低くなっています。



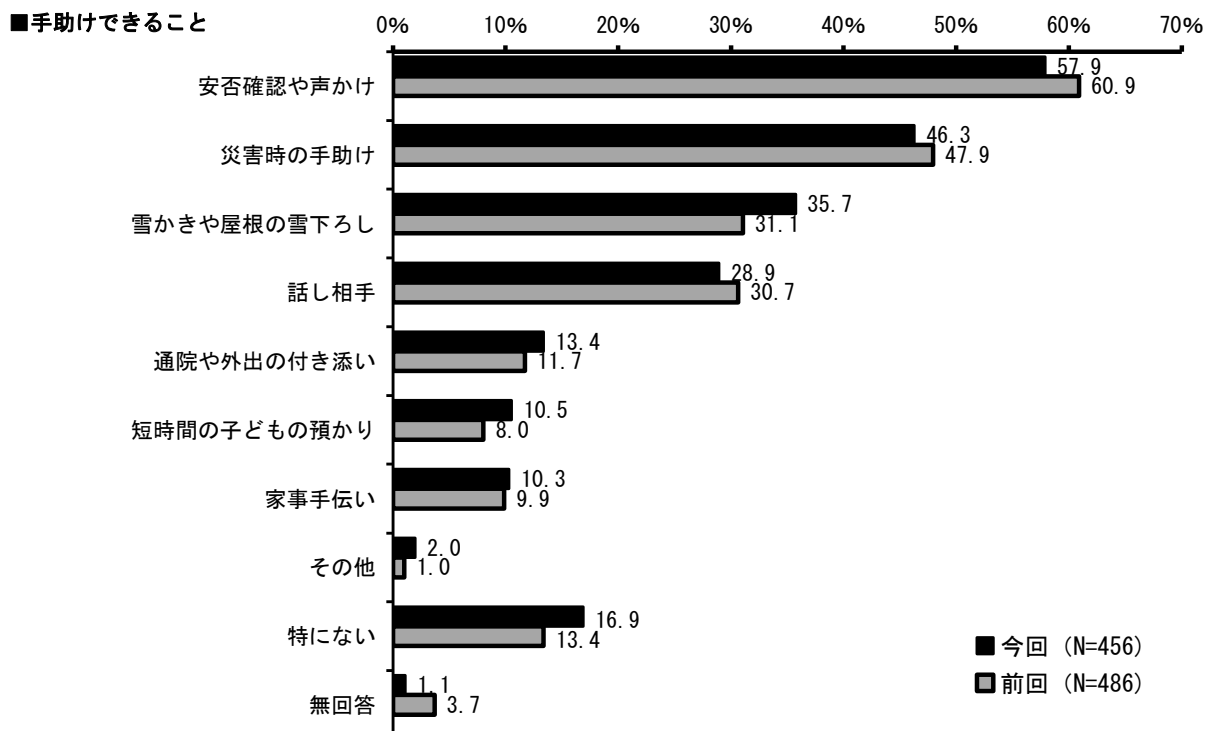
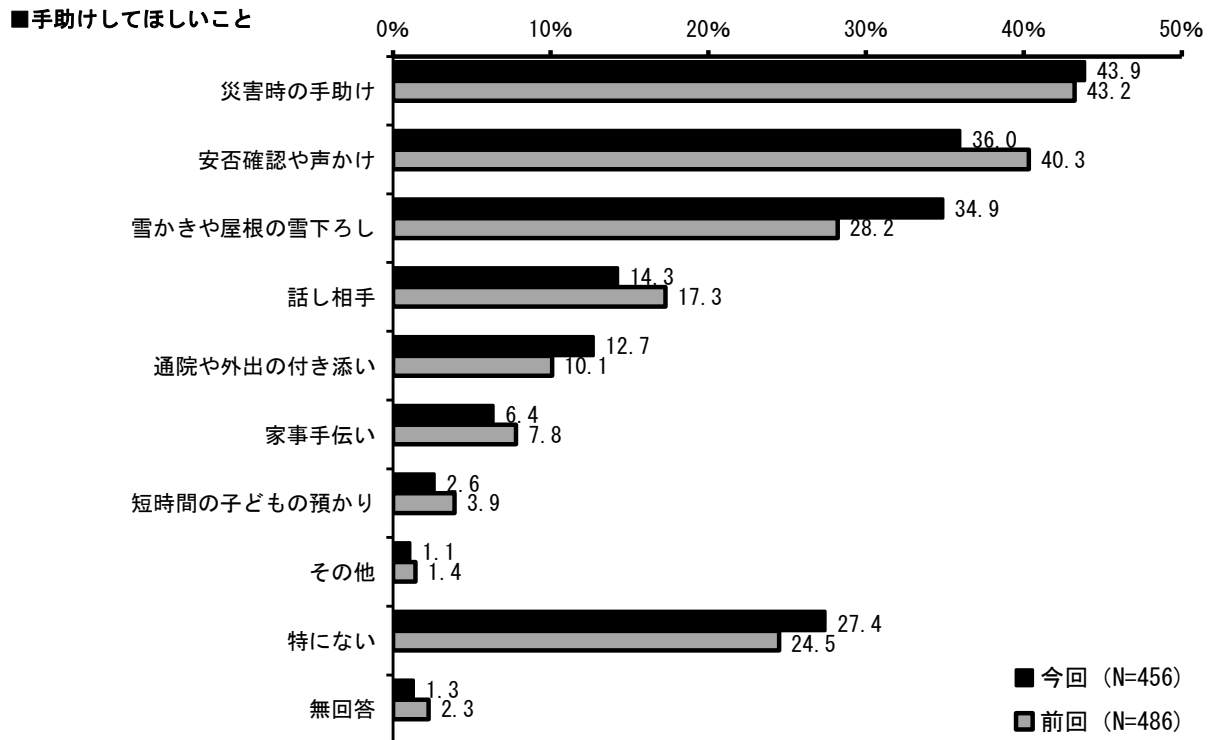
問 10 あなたやご家族の日常生活が不自由になったとき、ご近所や地域に「手助けしてほしい」と思うことは、どのようなものがありますか。

問 10 反対にあなたが「手助けできる」と思うことは、どのようなことがありますか。

- ・手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」の割合が 43.9%と最も高く、次いで「安否確認や声かけ」が 36.0%、「雪かきや屋根の雪下ろし」が 34.9%、「話し相手」が 14.3%の順です。一方、「特にない」が 27.4%です。
- ・手助けできることは、「安否確認や声かけ」の割合が 57.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が 46.3%、「雪かきや屋根の雪下ろし」が 35.7%、「話し相手」が 28.9%の順です。一方、「特にない」が 16.9%です。



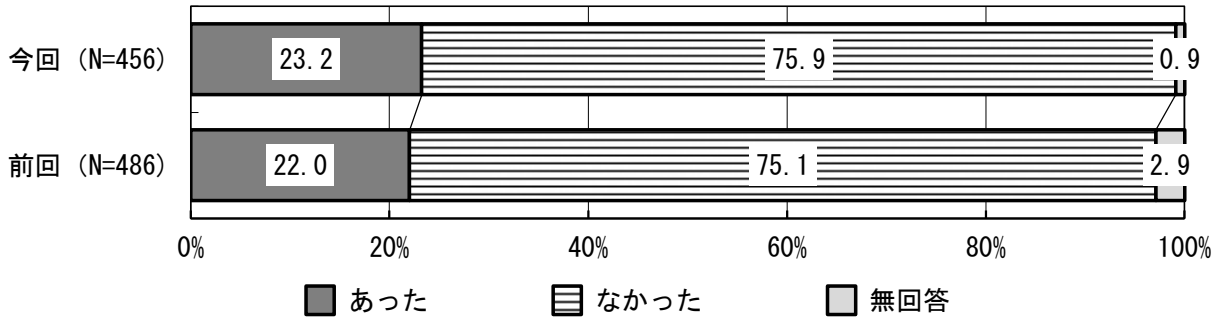
- ・ 前回調査結果と比較すると、手助けしてほしいことでは「雪かきや屋根の雪下ろし」の割合が7ポイント弱高く、「安否確認や声かけ」が4ポイント強低くなっています。
- ・ 手助けできることでは「雪かきや屋根の雪下ろし」の割合が5ポイント弱高くなっています。



④福祉サービス等の利用や情報・相談について

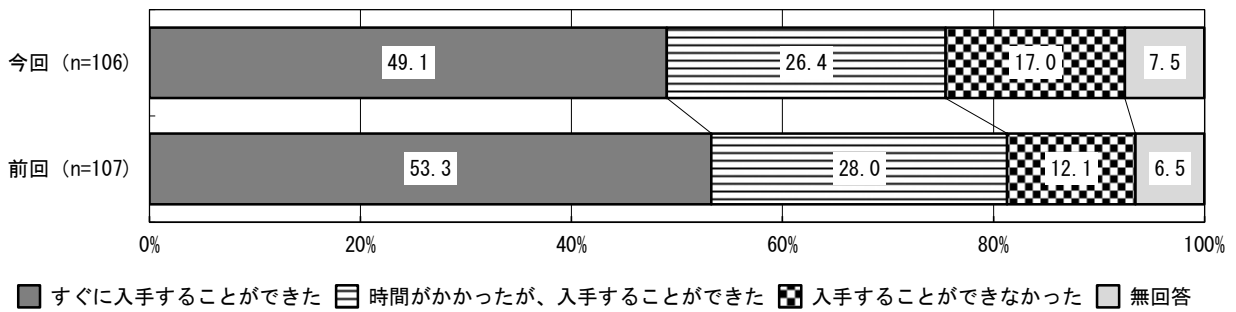
問 11 この1年間にあなたやご家族が、町の福祉サービス（子育て支援サービス、介護保険サービスなどの高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスなど）の利用方法や、健康づくり活動などについて詳しく知りたいと思っただけがありましたか。（○は1つ）

・「あった」が23.2%、「なかった」が75.9%です。



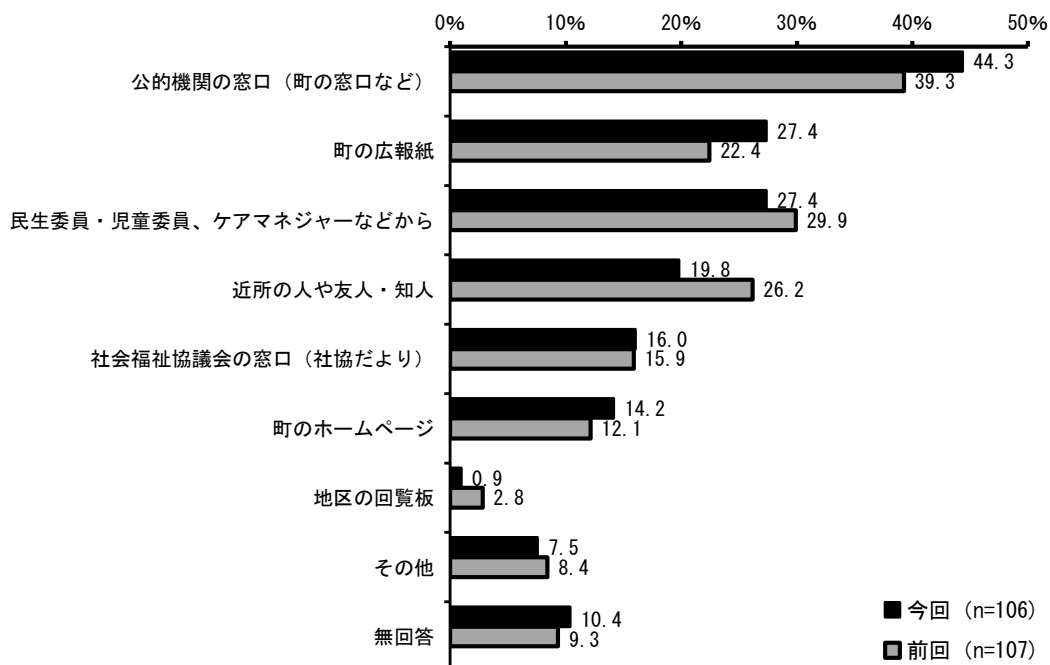
(1) そのときに必要な情報はすぐに入手できましたか。（○は1つ）

- ・「すぐに入手することができた」が49.1%、「時間がかかったが、入手することができた」が26.4%、「入手することができなかった」が17.0%です。
- ・「入手することができなかった」の割合は、前回調査結果（12.1%）と比べて5ポイント弱高くなっています。



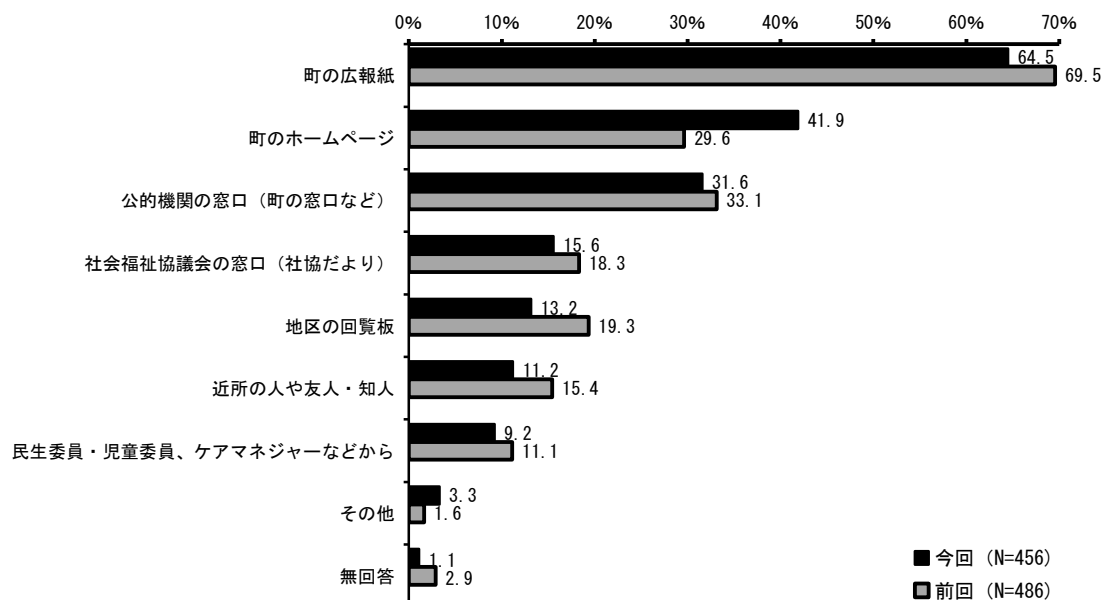
(2) 必要な情報は、誰から（どこから）入手しましたか。（〇はいくつでも）

- ・「公的機関の窓口（町の窓口など）」の割合が 44.3%と最も高く、次いで「町の広報紙」が 27.4%、「民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどから」が 27.4%の順です。



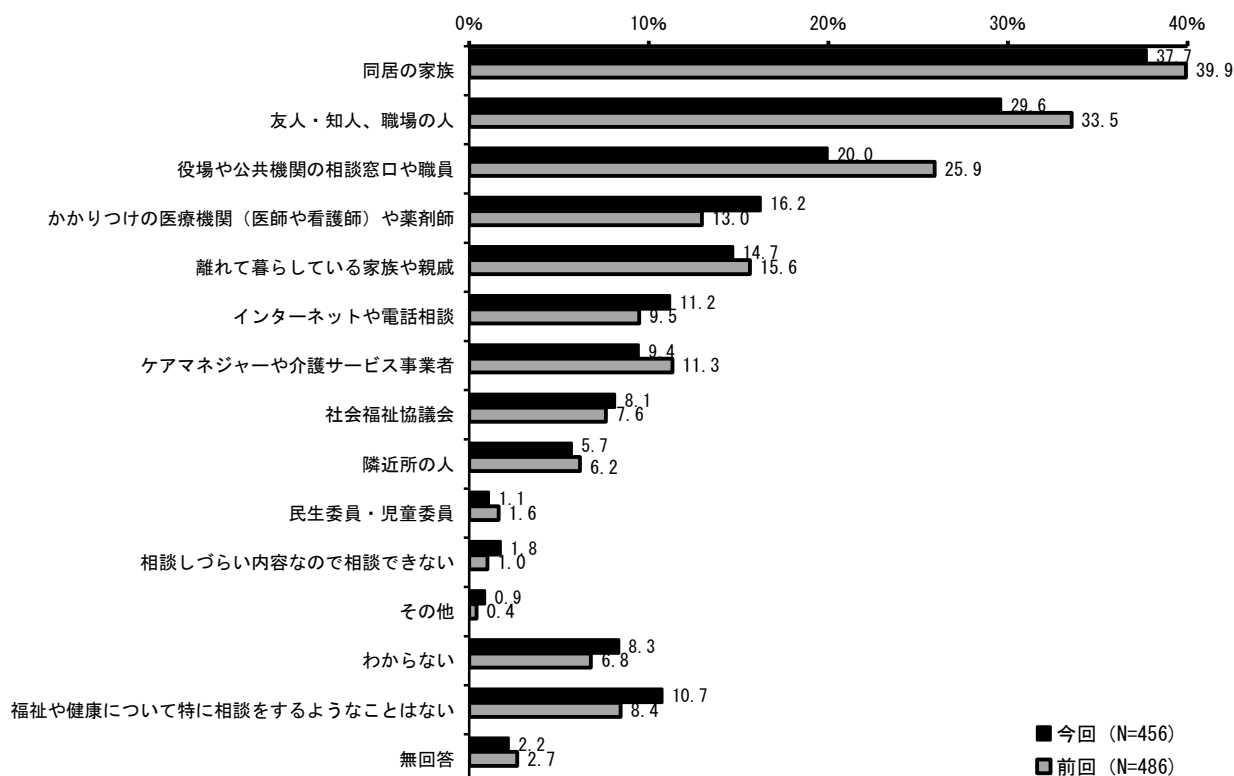
問 12 今後、町の福祉サービスや健康づくりに関する情報をどのような方法で入手したいですか。（〇はいくつでも）

- ・「町の広報紙」の割合が 64.5%と最も高く、次いで「町のホームページ」が 41.9%、「公的機関の窓口（町の窓口など）」が 31.6%、「社会福祉協議会の窓口（社協だより）」が 15.6%の順です。
- ・前回調査結果と比較すると、「町のホームページ」の割合が 13 ポイント弱高くなっています。



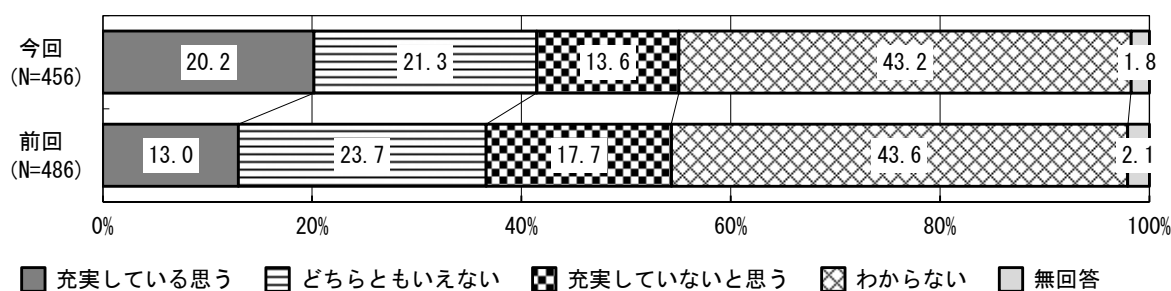
問 13 福祉や健康づくりに関する相談をする場合、主に「誰に」又は「どこ」に相談していますか。（○はいくつでも）

- ・「同居の家族」の割合が 37.7%と最も高く、次いで「友人・知人、職場の人」が 29.6%、「役場や公共機関の相談窓口や職員」が 20.0%、「かかりつけの医療機関（医師や看護師）や薬剤師」が 16.2%、「離れて暮らしている家族や親戚」が 14.7%の順です。
- ・前回調査結果と比較すると、「役場や公共機関の相談窓口や職員」の割合が6ポイント弱低くなっています。



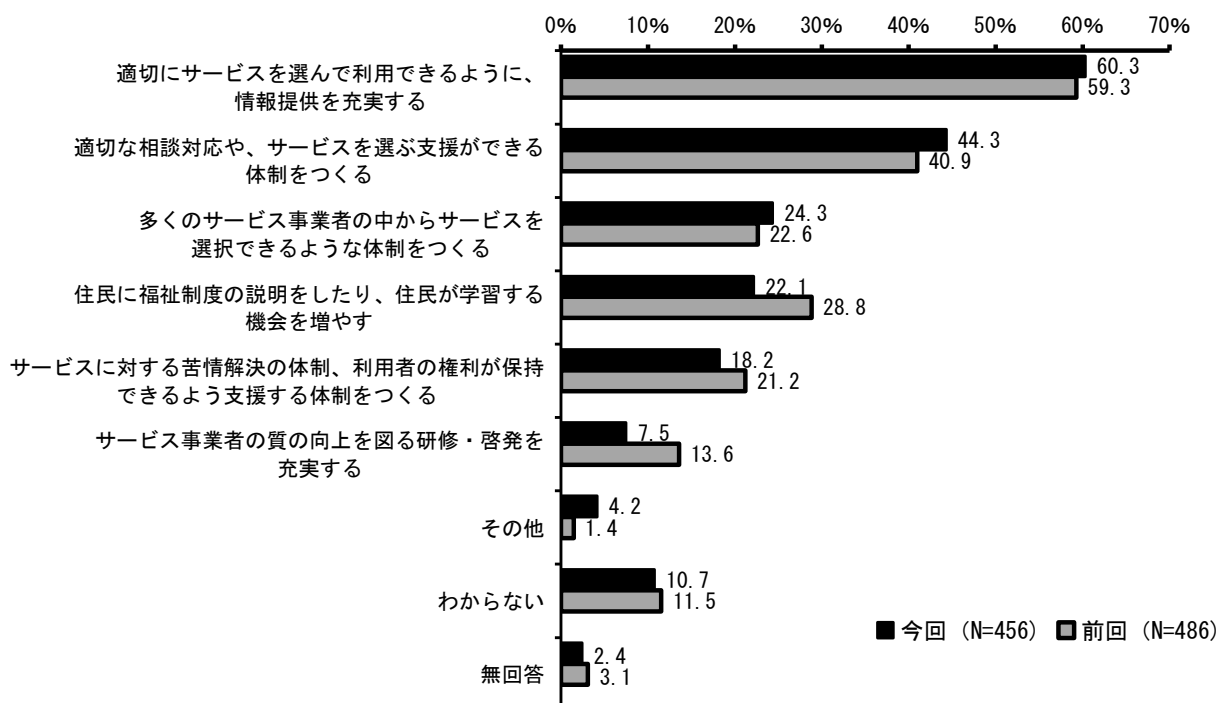
問 14 子育て世帯、高齢者、障がい者や、生活困窮世帯等に対する現在の福祉サービスや支援制度は充実していると思いますか。（○は1つ）

- ・「わからない」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 21.3%、「充実していると思う」が 20.2%、「充実していないと思う」が 13.6%の順です。



問 15 必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするため、町はどのようなことを充実すべきだと思いますか。（○は3つまで）

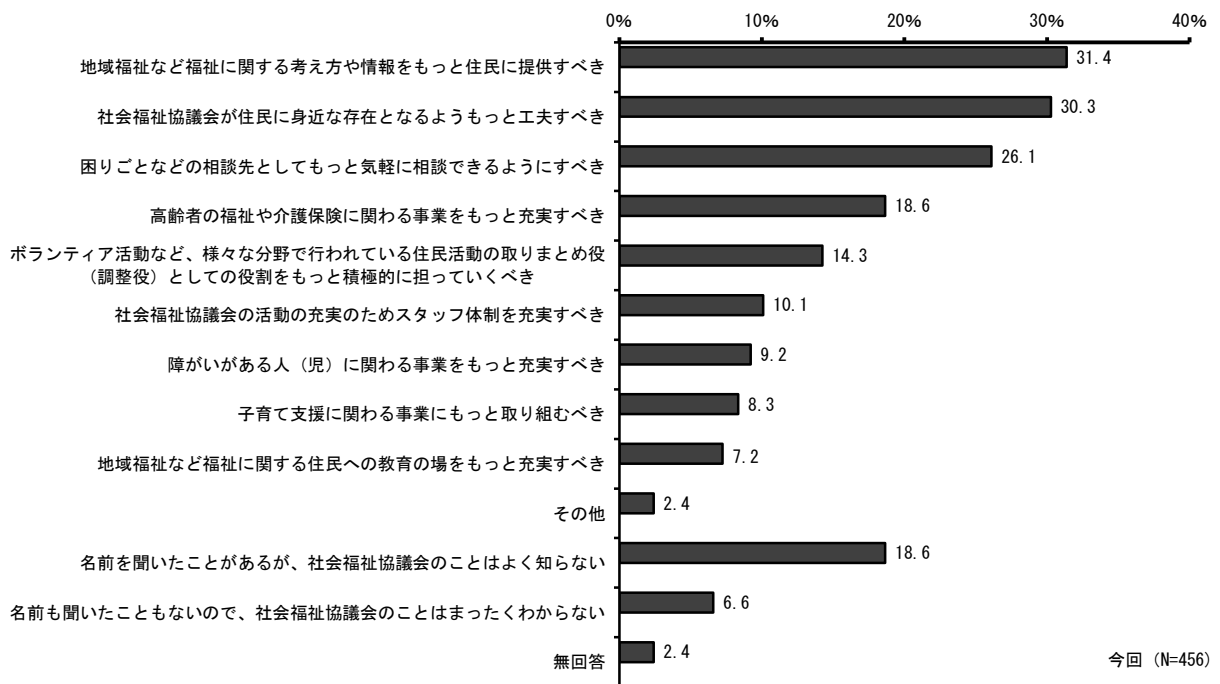
- ・「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」の割合が60.3%と最も高く、次いで「適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制をつくる」が44.3%、「多くのサービス事業者の中からサービスを選択できるような体制をつくる」が24.3%、「住民に福祉制度の説明をしたり、住民が学習する機会を増やす」が22.1%、「サービスに対する苦情解決の体制、利用者の権利が保持できるよう支援する体制をつくる」が18.2%の順です。
- ・前回調査結果と比較すると、「住民に福祉制度の説明をしたり、住民が学習する機会を増やす」「サービス事業者の質の向上を図る研修・啓発を充実する」の割合がそれぞれ6ポイント強低くなっています。



⑤ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

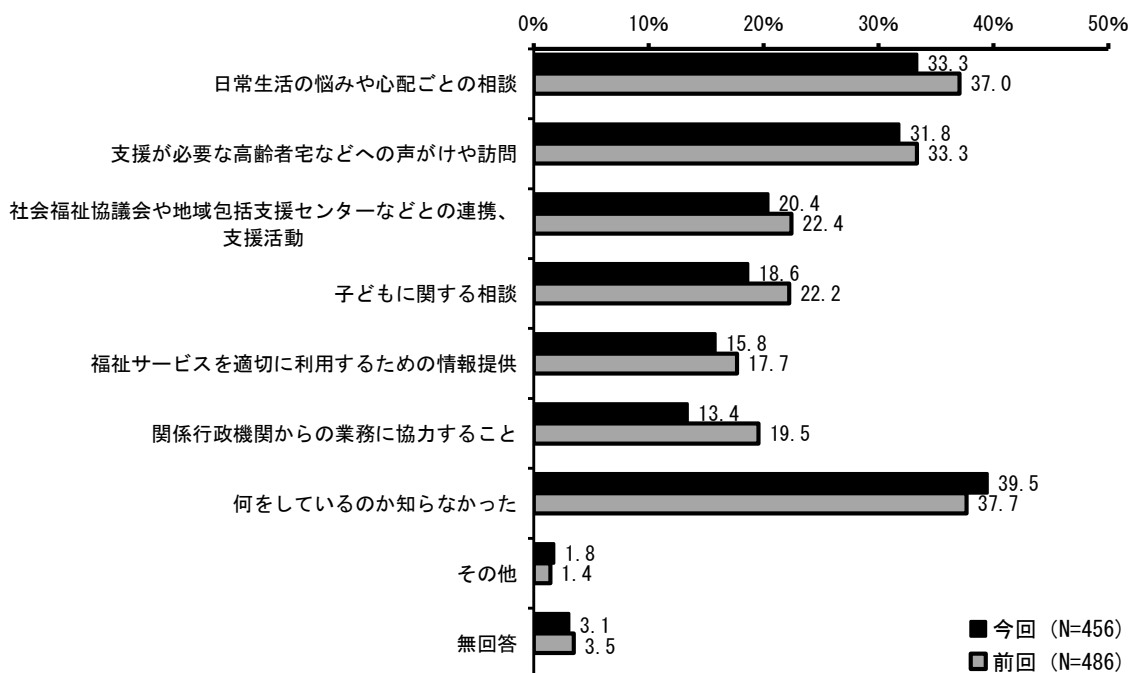
問 16 横浜町には住民組織として横浜町社会福祉協議会があります。あなたは社会福祉協議会にどのような役割を期待しますか。（○は3つまで）

- ・「地域福祉など福祉に関する考え方や情報をもっと住民に提供すべき」の割合が31.4%と最も高く、次いで「社会福祉協議会が住民に身近な存在となるようもっと工夫すべき」が30.3%、「困りごとなどの相談先としてもっと気軽に相談できるようにすべき」が26.1%、「高齢者の福祉や介護保険に関わる事業をもっと充実すべき」「名前を聞いたことがあるが、社会福祉協議会のことはよく知らない」がともに18.6%の順です。



問 17 民生委員・児童委員が、地域福祉に関する下記の活動を行っていることをご存じですか。（○はいくつでも）

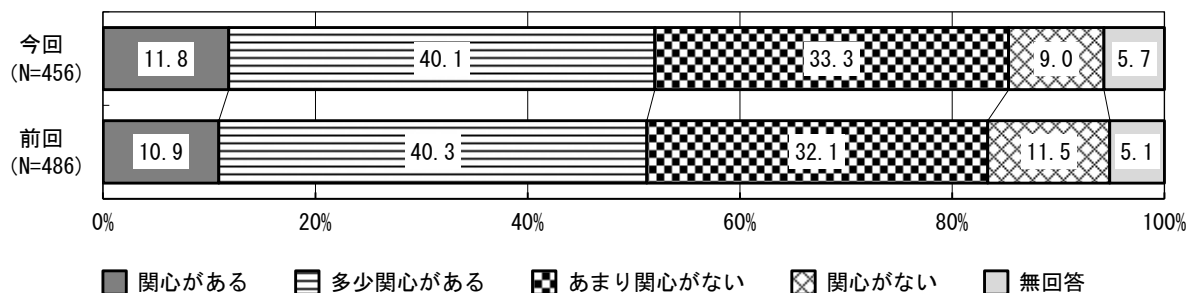
- ・「日常生活の悩みや心配ごとの相談」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「支援が必要な高齢者宅などへの声かけや訪問」が 31.8%、「社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携、支援活動」が 20.4%、「子どもに関する相談」が 18.6%の順です。
- ・一方、「何をしているのか知らなかった」の割合が 39.5%です。



⑥人権・権利擁護について

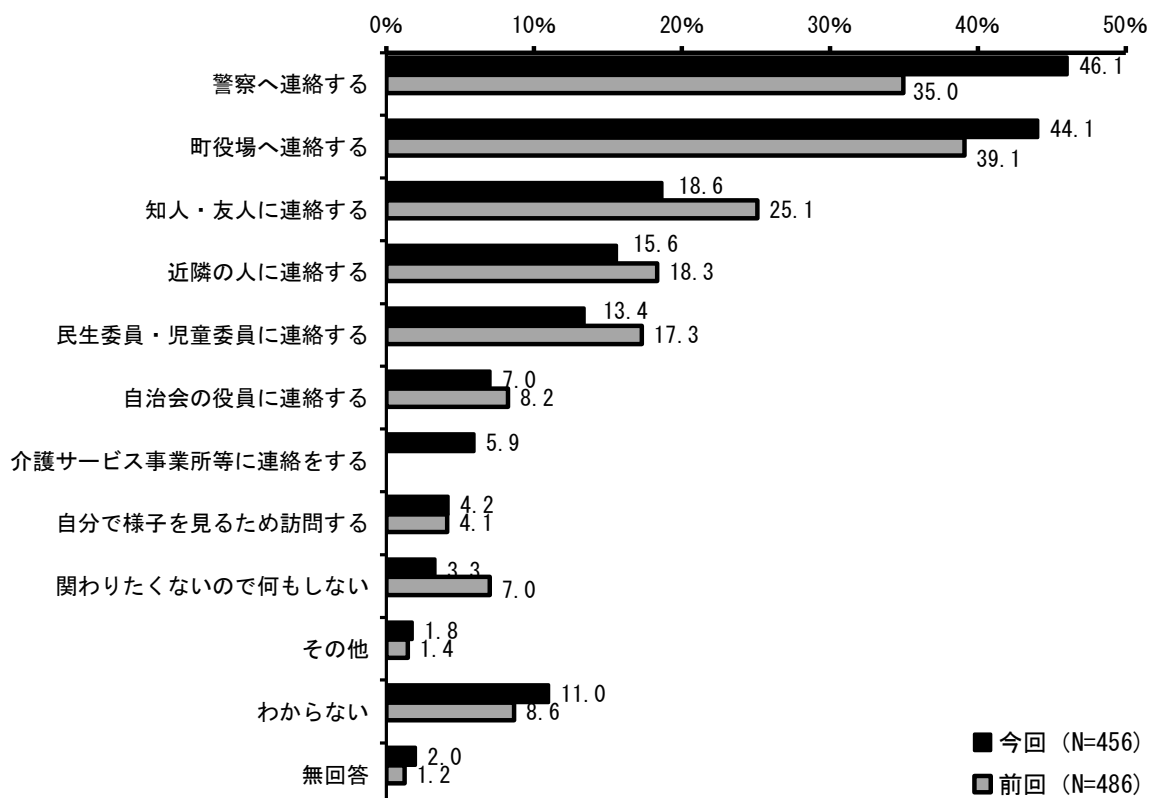
問 18 あなたは、人権や権利擁護について関心がありますか。（○は1つ）

- ・「関心がある」が 11.8%、「多少関心がある」が 40.1%、合わせた割合は 51.9%です。一方、「あまり関心がない」が 33.3%、「関心がない」が 9.0%、合わせた割合は 42.3%です。



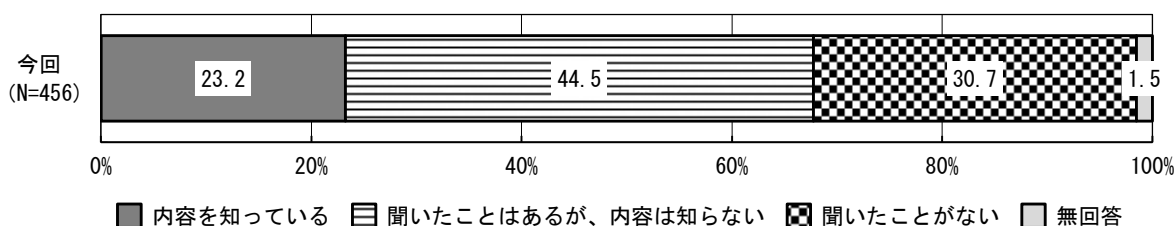
問 19 あなたは、身近な場所で、子どもや高齢者への虐待、家庭内暴力などを見たり、聞いたりしたとき、どのように対応されますか。(○はいくつでも)

- ・「警察へ連絡する」の割合が 46.1%と最も高く、次いで「町役場へ連絡する」が 44.1%、「知人・友人に連絡する」が 18.6%、「近隣の人に連絡する」が 15.6%、「民生委員・児童委員に連絡する」が 13.4%の順です。
- ・前回結果と比較すると、「警察へ連絡する」の割合が 11 ポイント強高く、「町役場へ連絡する」が 5 ポイント高くなっています。



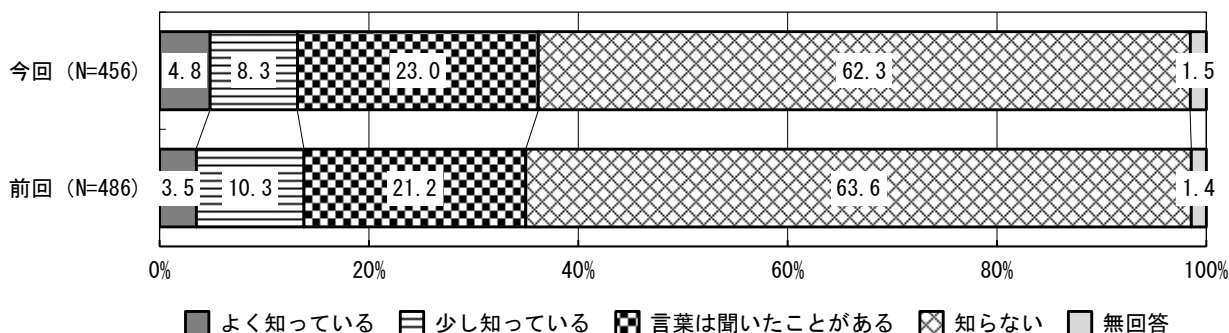
問 20 認知症等により判断能力が不十分になった方が、社会で不利益や被害を受けることなく、地域で安心して住み続けるために、財産管理や介護サービス等の利用契約などを支援する仕組みとして、成年後見制度があることを知っていますか。(○は1つ)

- ・「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が 30.7%、「内容を知っている」が 23.2%です。



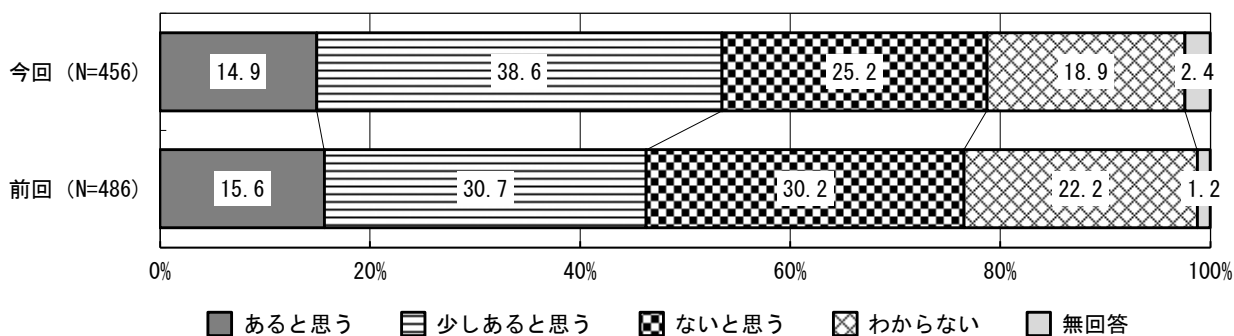
問 21 障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）を知っていますか。（○は 1 つ）

- ・「知らない」の割合が 62.3%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」が 23.0%、「少し知っている」が 8.3%、「よく知っている」が 4.8%の順です。



問 22 身の回りで、障がい者を理由とした差別や偏見があると思いますか。（○は 1 つ）

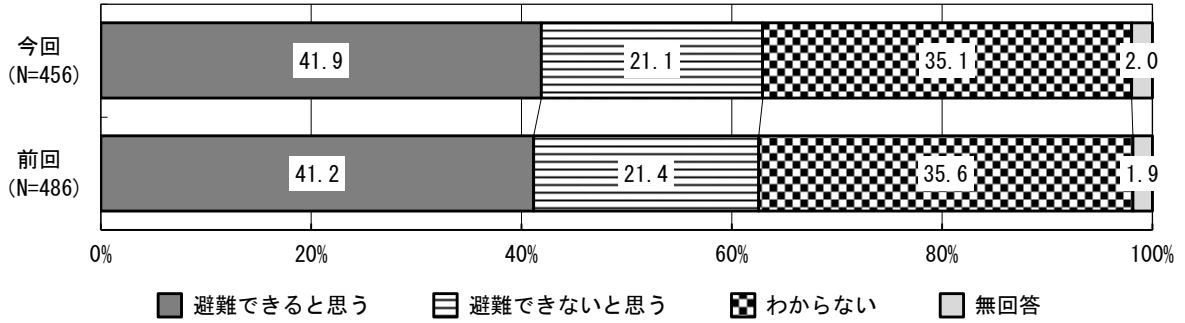
- ・「少しあると思う」の割合が 38.6%と最も高く、次いで「ないと思う」が 25.2%、「わからない」が 18.9%、「あると思う」が 14.9%の順です。
- ・「あると思う」と「少しあると思う」を合わせた割合は 53.5%で、前回調査結果（46.3%）と比べて7ポイント強高くなっています。



⑦災害時の助け合いについて

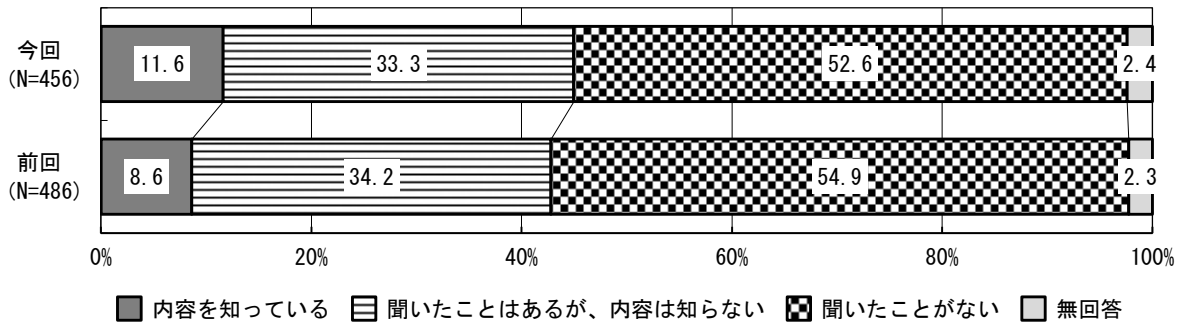
問 23 あなたは災害などの緊急事態が発生した場合、支障なく避難できると思いますか。（○は1つ）

- ・「避難できると思う」の割合が 41.9%と最も高く、次いで「わからない」が 35.1%、「避難できないと思う」が 21.1%です。



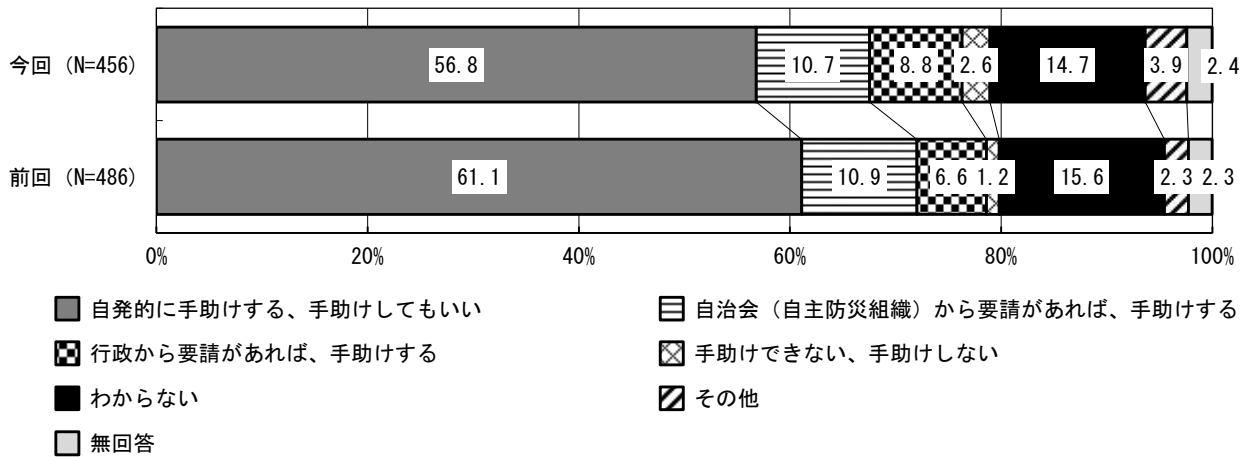
問 24 災害時要援護者（避難行動要支援者）制度について知っていますか。（○は1つ）

- ・「聞いたことがない」の割合が 52.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 33.3%、「内容を知っている」が 11.6%です。



問 25 あなた自身は、災害時に、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など隣り近所に自力で避難できない人が出たとき、どう対応しますか。現時点のお考えとしてお答えください。（○は1つ）

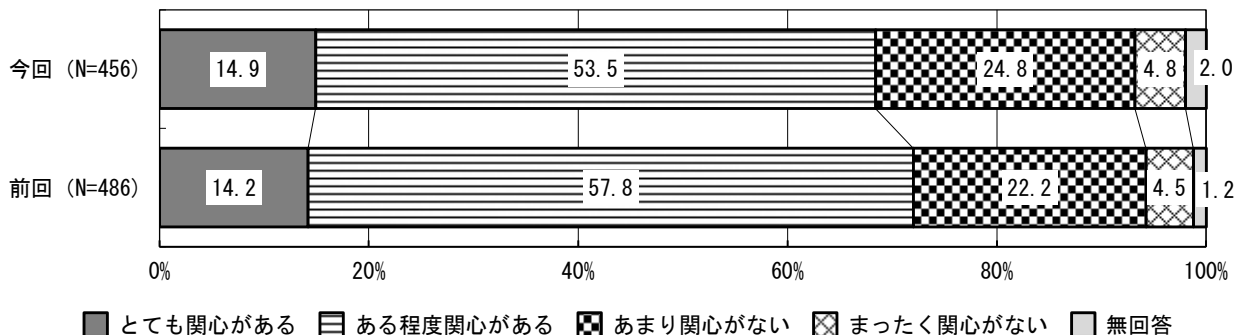
- ・「自発的に手助けする、手助けしてもいい」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「わからない」が 14.7%、「自治会（自主防災組織）から要請があれば、手助けする」が 10.7%、「行政から要請があれば、手助けする」が 8.8%の順です。



⑧地域における福祉全般について

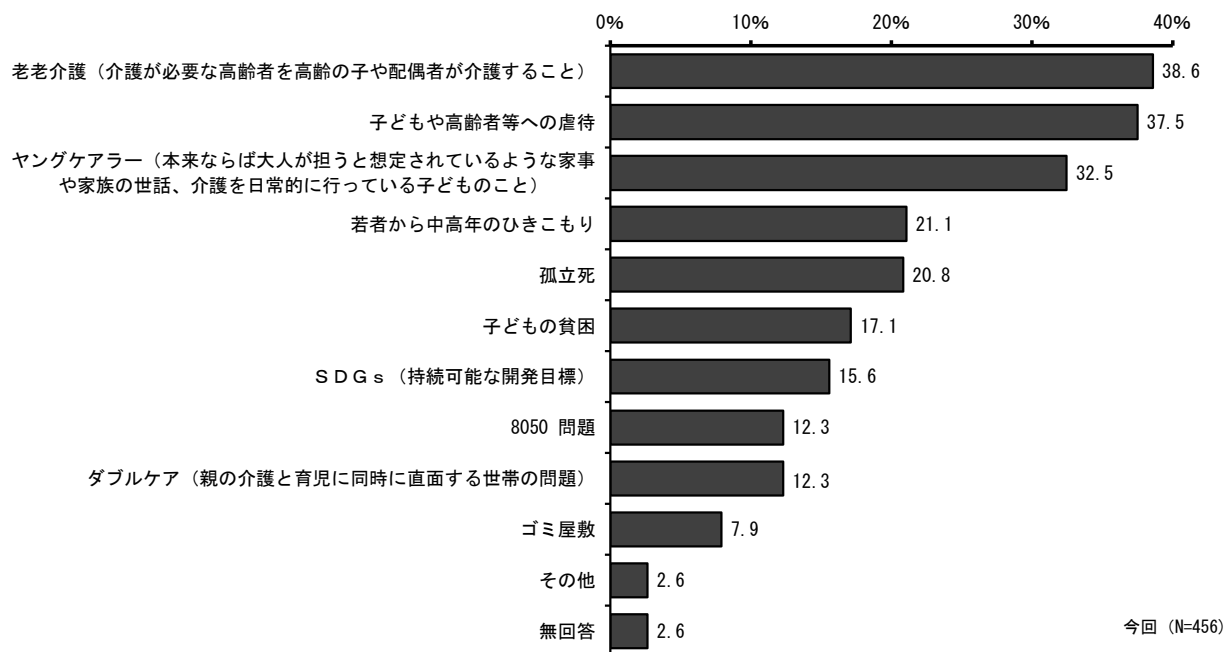
問 26 あなたは、高齢者や子ども、障がいのある人、その他の様々な社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題に関心がありますか。（○は1つ）

- ・「とても関心がある」が 14.9%、「ある程度関心がある」が 53.5%、合わせた割合は 68.4%です。一方、「あまり関心がない」が 24.8%、「まったく関心がない」が 4.8%、合わせた割合は 29.6%です。



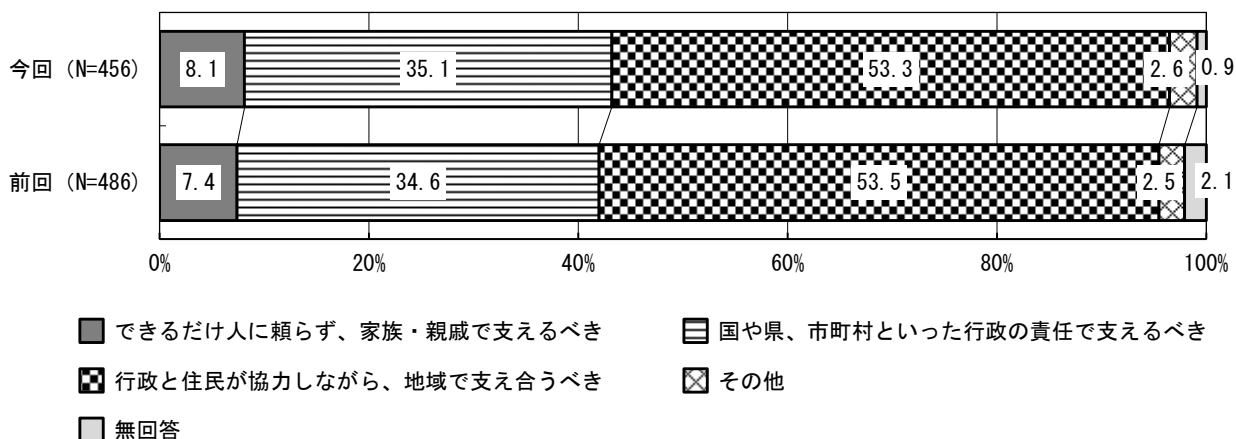
問 27 最近の地域福祉に関するニュース等で最も関心のあることは何ですか。（〇は3つまで）

- ・「老老介護（介護が必要な高齢者を高齢の子や配偶者が介護すること）」の割合が38.6%と最も高く、次いで「子どもや高齢者等への虐待」が37.5%、「ヤングケアラー（本来ならば大人が担うと想定されているような家事や家族の世話、介護を日常的に行っている子どものこと）」が32.5%、「若者から中高年のひきこもり」が21.1%、「孤立死」が20.8%の順です。



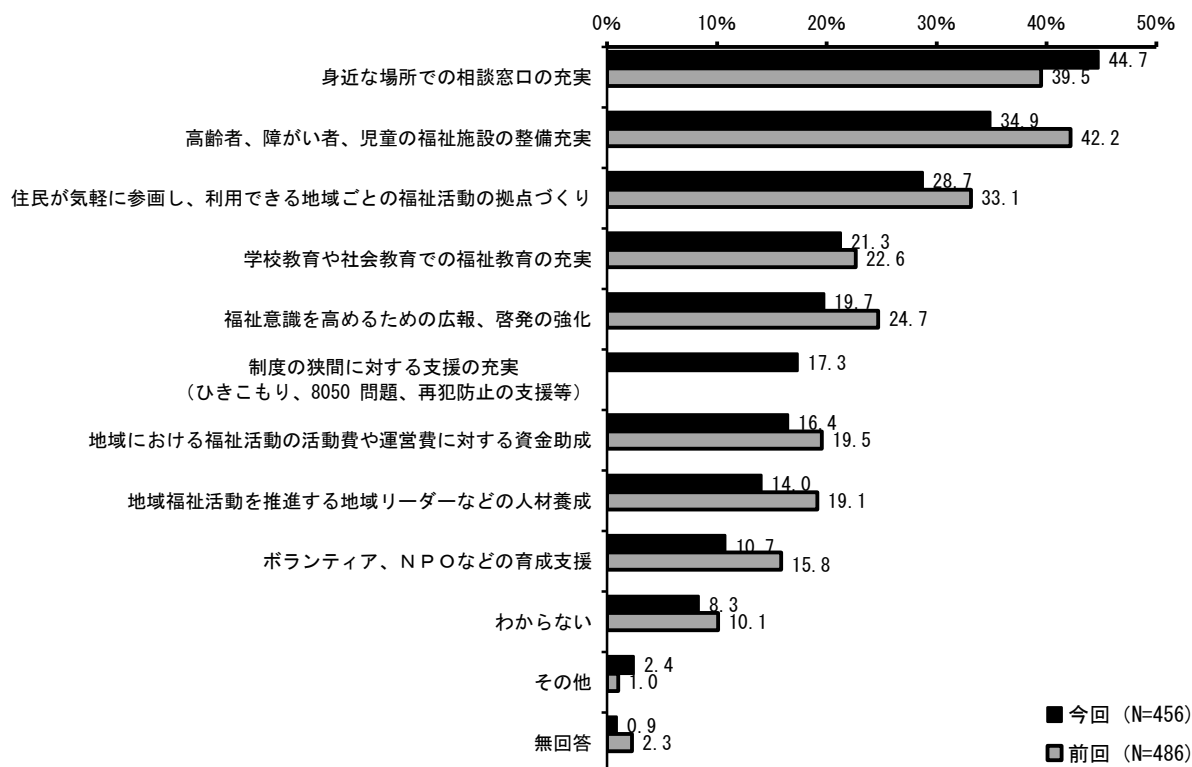
問 28 「福祉」を必要とする人の支援は、どのようにあるべきだと思いますか。（〇は1つ）

- ・「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合が53.3%と最も高く、次いで「国や県、市町村といった行政の責任で支えるべき」が35.1%、「できるだけ人に頼らず、家族・親戚で支えるべき」が8.1%の順です。



問 29 今後、地域福祉を推進するために優先して取り組むべきことは何だと思えますか。(〇は3つまで)

- ・「身近な場所での相談窓口の充実」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」が 34.9%、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が 28.7%、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」が 21.3%、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」が 19.7%の順です。



資料2 横浜町地域福祉計画策定委員会

(1) 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 24 日訓令第 10 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日訓令第 17 号
改正 平成 29 年 9 月 20 日訓令第 19 号
改正 令和 4 年 11 月 21 日訓令第 32 号

(設置及び目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、横浜町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画案の町長への報告に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、9 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 住民代表者
- (3) 総務課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 教育課長
- (6) 健康みらい課長
- (7) 福祉課長
- (8) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長 1 名及び副会長 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席を求め、説明や意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 17 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日訓令第 19 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 21 日訓令第 32 号）

この要綱は、公布の日から施行する。